

令和4年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

日 時 令和4年6月8日(水)10:00~12:00
場 所 岩手県民会館 第4会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者の紹介

4 議 事

(1) 委員長の選出について

(2) 令和3年度の実施状況について

【資料1】

(3) 令和4年度の取組方針(案)について

【資料2】

5 そ の 他

(5) 第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

【資料3】

6 閉 会

令和4年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

出席者名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員	岩手大学名誉教授	ひろた じゅんいち 広田 純一	
	NPO法人 いわて景観まちづくりセンター理事	うちざわ いねこ 内澤 稲子	
	岩手県環境アドバイザー	ねこ ひでお 根子 英郎	
	岩手大学農学部准教授	はらしな こうじ 原科 幸爾	
	岩手県農業農村指導士	すがわら あやこ 菅原 紋子	
事務局	岩手県農林水産部技術参事兼 農村建設課総括課長	ささき たけし 佐々木 剛	
	岩手県農林水産部農村建設課 技術主幹兼水利整備・管理担当課長	くぼた たかし 久保田 貴司	
	岩手県農林水産部農村建設課 主任主査	ささき まこと 佐々木 誠	
	岩手県多面的機能支払推進協議会 事務局長	おのでら てつや 小野寺 哲也	代理 たけだ とおる 竹田 徹

令和 3 年度の実施状況について

1 農地維持支払

- (1) 令和 3 年度の実組面積は、約 7 万 6 千 ha となっており、令和 2 年度から 772ha の増となっている。
- (2) 農振農用地面積に占める実組面積の割合（カバー率）49%は、東北平均 54% から見て、やや下回っているが、地目別で見ると、水田は 76%（東北平均 69%）、畑・草地は 13%（東北平均 13%）と水田での実組が活発。
- (3) 一方で、畑・草地での実組面積は令和 2 年度から 185ha の増となっており、これまでの畑・草地における推進活動の効果が出てきている。
- (4) なお、地域別で見ると、県南地域の 67%に対し、県北・沿岸地域では、それぞれ 7%・21%となっており、引き続き実組拡大に向けての対策が必要。

【市町村数、活動組織数、実組面積、カバー率】

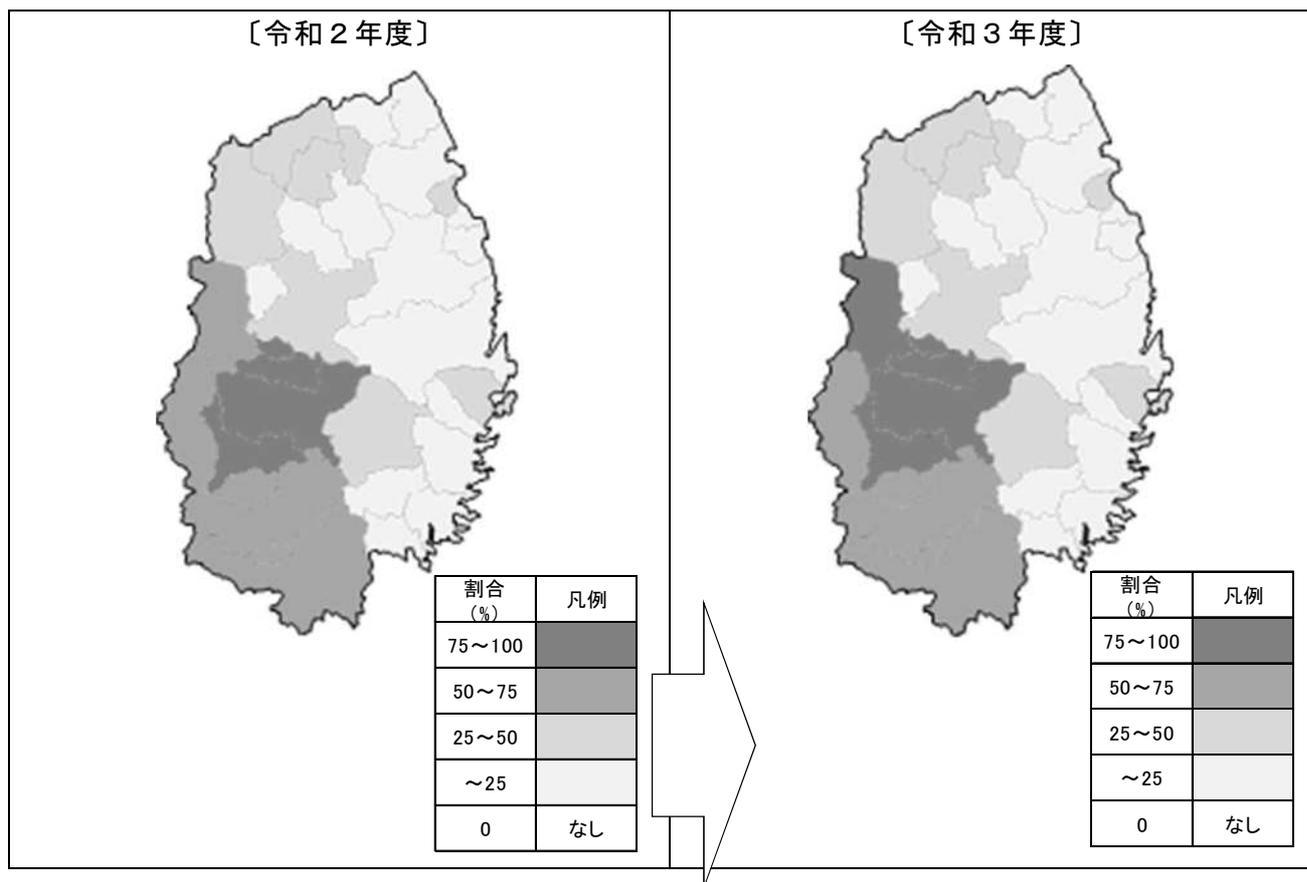
	農地維持支払		増減	
	R 2 年度実績	R 3 年度実績	対 R 2 年度	
市町村数	33	33	0	0%
対象組織数	1,025	1,030	5	+0.5%
広域活動組織	55	56	1	+1.8%
実組面積 (ha)	75,047	75,819	772	+1.0%
水田	66,675	67,262	587	+0.9%
畑・草地	8,372	8,557	185	+2.2%
カバー率 (%)	48	49	1	+2.1%
水田	75	76	1	1.3%
畑・草地	13	13	0	0%

【広域振興局管内別実績】

広域振興局	R 3 実組面積 (ha)			R 3 カバー率			R 3 純新規実組組織数
	田	畑・草地	田	畑・草地	田	畑・草地	
盛岡	19,219	16,083	3,136	45%	73%	29%	八幡平市 1 滝沢市 1、雫石町 1 紫波町 1
県南	51,483	47,998	3,485	67%	83%	36%	花巻市 2、北上市 1 金ヶ崎町 1 奥州市 1、一関市 5
沿岸	992	906	86	7%	32%	1%	大船渡市 1
県北	4,124	2,274	1,850	21%	45%	25%	久慈市 1
計	75,819	67,262	8,557	49%	76%	13%	16

※端数処理により合計額が一致しない場合がある。

【市町村別カバー率】



2 資源向上支払

(1) 資源向上支払（共同活動）

ア 資源向上支払（共同活動）については、約7万1千ha(867組織)で実施。

イ 令和2年度に比べ取組面積は967ha増、活動組織数は10組織増。

ウ カバー率は46%で前年比に比べ1%の増加。

【市町村数、活動組織数、取組面積、カバー率】

	資源向上支払（共同）		増減	
	R2年度実績	R3年度実績		対R2年度
市町村数	29	29	0	0%
対象組織数	857	867	10	+1.2%
広域活動組織	53	54	1	+1.9%
取組面積 (ha)	69,536	70,503	967	+1.4%
水田	61,814	62,555	741	+1.2%
畑・草地	7,722	7,948	226	+2.9%
カバー率	45	46	1	+2.2%
水田	70	71	1	+1.4%
畑・草地	12	12	0	0%

(2) 資源向上支払（長寿命化活動）

- ア 資源向上支払（長寿命化）については、約5万8千ha（746組織）で実施。
イ 令和2年度に比べ、取組面積は約6百ha増、活動組織数は8組織増。
ウ カバー率は37%で前年度の横ばい。

【市町村数、活動組織数、取組面積】

	長寿命化		増減	
	R2年度実績	R3年度実績		対R2年度
市町村数	27	28	1	+3.7%
対象組織数	738	746	8	+1.1%
広域活動組織	51	52	1	+2.0%
取組面積（ha）	56,946	57,572	626	+1.1%
水田	50,876	51,353	477	+0.9%
畑・草地	6,070	6,220	150	+2.5%
カバー率	37	37	1	+1.8%
水田	57	58	1	0%
畑・草地	9	9	0	0%

3 基本的取組事項

(1) 交付金の適正な事務処理について

市町村担当者会議等の場を通じ、他県での不適切な事務処理事例を紹介するとともに、市町村が行う説明会や中間指導を通じて、制度の周知・啓発を継続した結果、現時点では令和3年度の取組における不適切な事案は報告されていない。

(2) 計画期間満了組織への啓発について

県内の全活動組織の5%にあたる52組織が、令和3年度に再認定を受けるタイミングであったが、約9割の組織が再認定された。

4 重点取組事項

(1) 活動再開に向けた推進活動について

- ア 令和3年度は、県内で45組織が再認定を受け、新規組織が16組織あった一方で、7組織が活動を断念している。
- イ 過年度に活動を断念した組織のうち、大船渡市の活動組織「板川長水利組合」は、活動再開に向けて市と連携しながら話し合いを行うことにより令和3年度再開するなど、断念した組織においても再開に向け市町村と連携しながら話し合いに参加した。
- ウ 断念した組織には広域組織と合併することで事務の集約化による負担軽減が可能となること、人材の融通が可能となること等のメリットを引く続き説明していく。

(2) 草地の取組面積拡大に向けて

ア 本県の令和3年度の取組状況を地目別に見ると、水田のカバー率が全国平均を大きく上回っている一方で、畑と草地（特に草地）のカバー率が低い状況。

【活動組織数、取組面積、カバー率】

区分	組織数	取組面積 (ha) (農振農用地カバー率)			
		水田	畑	草地	合計
農地維持	1,030	67,262 (76%)	6,607 (22%)	1,950 (5%)	75,819 (49%)
資源向上支払 (共同活動)	867	62,555 (71%)	6,124 (20%)	1,824 (5%)	70,503 (46%)
資源向上支払 (施設の長寿命化)	746	51,353 (58%)	5,089 (17%)	1,131 (3%)	57,573 (37%)
計	1,047 ※				

※組織数の計は重複除きの実施組織数。

イ 上記の状況を踏まえ、草地での取組面積拡大に向けて、令和2年度及び令和3年度に新たに草地面積の拡大を見込む組織を有する市町村として、雫石町と葛巻町から草地における取組内容の聞き取りを実施。草地で取り組む組織では、草地につながる道路の草刈りや、補修等を実施している。

ウ 令和3年度は、農振農用地における草地面積の割合が比較的高く、かつ草地の未認定面積が大きい市町村（岩手町、葛巻町）と意見交換を行った。

(3) 活動時の安全管理の徹底について

ア 令和3年度は19件の事故が発生。事故の状況は下表のとおり。

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要	備考
1	4/18	花巻市	男	45	切り株に接触し足裂傷	
2	6/13	北上市	男	64	転落し肋骨骨折	
3	6/27	一関市	男	60	倒木が直撃し足骨折	
4	7/11	八幡平市	男	39	蜂刺され	
5	7/18	一関市	男	66	蜂刺され	
6	7/18	八幡平市	男	73	蜂刺され	
7	7/24	一関市	男	68	蜂刺され	
8	8/29	北上市	男	64	蜂刺され	
9	9/5	北上市	男	82	転落し頭部裂傷	
10	9/5	奥州市	男	71	転落し腰等打撲	
11	9/5	北上市	男	72	倒木が直撃した際転倒し恥骨骨折	
12	9/5	西和賀町	男	66	蜂刺され	
13	9/12	岩手町	男	35	蜂刺され	
14	9/26	一関市	女	74	蜂刺され	
15	12/2	一関市	男	71	ダンプトラック荷台に指を挟み裂傷	
16	12/5	一関市	男	76	トラックから転落し大腿骨脱臼	

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要	備考
17	1/31	北上市	男	68	枝が当たり裂傷	
18	2/5	一関市	男	83	草刈り機に接触し裂傷	
19	3/4	一関市	男	72	転落し膝にヒビ	

3 希少野生動植物配慮について

令和3年度の委員会において、長寿命化対策工事に係る希少野生動植物の相談窓口を設けるべきとの御意見を受け、以下のとおり対応済み。

- ① 活動組織へ広報を通じて、希少野生動植物を発見した場合、移植等の相談を行う場合は市町村の多面的担当者へ連絡するようお願いした。
- ② 市町村及び県現地機関には、①を情報提供し周知を図った。

令和4年度の取組方針（案）について

1 多面的機能支払交付金の実施見込み

(1) 取組面積と活動組織数について

令和4年度の農地維持支払の取組面積は、令和3年度の約7万5千haに比べ、1,322ha増の見込みとなっている。

【取組面積、活動組織数】

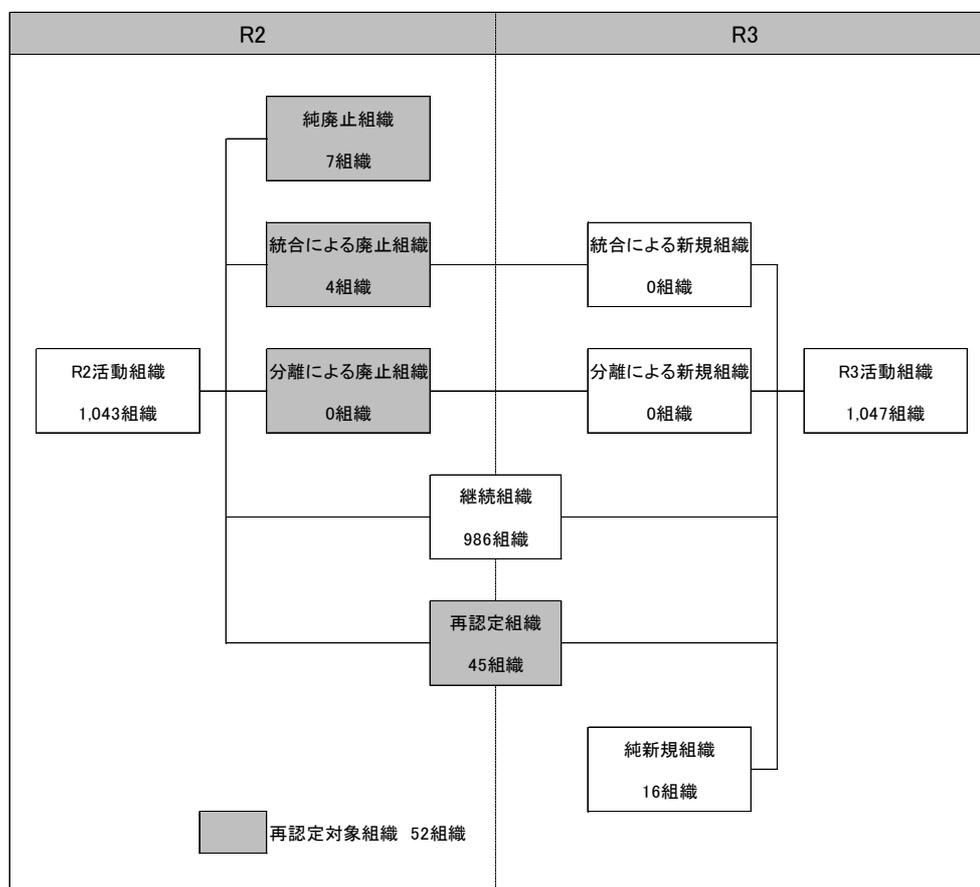
		R3実績	R4見込	増減
農地維持支払	対象面積(ha)	75,819	76,129	310
	対象組織数	1,030	1,037	7
資源向上支払 (共同活動)	対象面積(ha)	70,503	70,770	267
	対象組織数	867	871	4
資源向上支払 (施設の長寿命化)	対象面積(ha)	57,573	58,258	685
	対象組織数	746	748	2

2 重点取組事項

(1) 継続取組・新規取組の推進

① 現状と課題

ア 令和3年度は、52組織において計画の再認定を受けるタイミングとなったが、再認定を受けた組織が45組織、活動を断念した組織が7組織となった。



※再認定とは、令和2年度に計画期間の最終年を迎え、令和3年度から新たな計画の認定を受けることをいう

② 課題解決に向けた取組方向

ア まずは、市町村が行う実績報告のヒアリングの場などを活用し、活動組織が抱える課題の把握に努める。

イ 市町村が課題に応じた支援策を適切に選択できるように、これまでの啓発及び支援で行った内容について、以下のとおり整理の上、市町村担当者会議等で情報提供する。

③ 課題に応じた具体的な支援策

課 題	支 援 策
<ul style="list-style-type: none"> ・役員（事務員）の担い手不足 ・構成員の高齢化による活動自体の困難 ・構成員（地域住人）の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区との連携 ・地元の自治組織との連携 ・NPO法人による事務の支援 ・市町村による合併先の斡旋
<ul style="list-style-type: none"> ・草地における取組拡大 ・県北・沿岸地域での拡取組大 	<ul style="list-style-type: none"> ・草地カバー率が高い市町村等の事例を紹介。 ・未導入集落や拡大志向の集落に対して導入に向けた話し合い
<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化活動が完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの維持・活性化に取り組む事例等を紹介

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

多面的機能支払交付金の県内の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰しており、他組織の模範となることから受賞内容を広報等で周知している。

推薦数が減少していることから積極的な推薦するよう依頼予定。

(3) 活動時の安全管理の徹底について

【令和3年度の事故発生状況（再掲）】

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要	備考
1	4/18	花巻市	男	45	切り株に接触し足裂傷	
2	6/13	北上市	男	64	転落し肋骨骨折	
3	6/27	一関市	男	60	倒木が直撃し足骨折	
4	7/11	八幡平市	男	39	蜂刺され	
5	7/18	一関市	男	66	蜂刺され	
6	7/18	八幡平市	男	73	蜂刺され	
7	7/24	一関市	男	68	蜂刺され	
8	8/29	北上市	男	64	蜂刺され	
9	9/5	北上市	男	82	転落し頭部裂傷	
10	9/5	奥州市	男	71	転落し腰等打撲	
11	9/5	北上市	男	72	倒木が直撃した際転倒し恥骨骨折	
12	9/5	西和賀町	男	66	蜂刺され	
13	9/12	岩手町	男	35	蜂刺され	
14	9/26	一関市	女	74	蜂刺され	
15	12/2	一関市	男	71	ダンプトラック荷台に指を挟み裂傷	

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要	備考
16	12/5	一関市	男	76	トラックから転落し大腿骨脱臼	
17	1/31	北上市	男	68	枝が当たり裂傷	
18	2/5	一関市	男	83	草刈り機に接触し裂傷	
19	3/4	一関市	男	72	転落し膝にヒビ	

ア 令和3年度は、**活動中における事故が19件発生**しており、発生件数は増加している状況。

イ 19件の事故のうち、8件は蜂刺され事故となっている。年度当初に安全対策の通知をしたところであるが、蜂が活発な季節に再度安全管理の周知徹底をしていく。

ウ **新型コロナウイルス感染症拡大防止**について、今後も以下のとおり、基本的な感染対策を講じた上での実施を周知していく。

- 活動実施に当たり、構成員は少しでも**体調が悪い場合は参加しないこと**
- 作業を実施する際は、検温を行う、**一定の間隔を置く、マスクを着用する。**

令和4年度第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

1 開催概要について

時 期	事 項	場 所	内 容
9 / 1 (木) (終日)	第2回委員会	現地	活動組織との意見交換
		県庁会議室 (予定)	農地・水モデル賞地区選定に係る審査

※詳細な行程予定は後日お知らせします。

2 現地調査における意見交換のポイント

- (1) 水田に加え、畑や草地も対象農地とし活動に取り組む組織を対象に、本交付金の効果について、改めて、組織と意見交換を行う。
- (2) 調査対象組織において、本交付金を活用してどのような活動を行なっているが、**農地の保全にどう役立っているのか**、仮に本交付金がなくなった場合はどうなるのか、などといった**基本部分**について意見を交換。
- (3) また、**女性の役員登用**や**非農家の参加割合の拡大**等、活動のさらなる深化に向けた、現在の取組状況や将来的な考えについて意見を交換。

岩手県多面的機能支払制度推進委員会設置要領

(趣 旨)

第1 多面的機能支払制度（以下「制度」という。）の実効性を検証し、その結果を翌年度以降の取組みに反映させるため、岩手県多面的機能支払制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所 掌)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 制度の実効性について調査審議すること
- (2) 活動組織の取組みについて評価及び指導、助言すること

(組 織)

第3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産部長が委嘱する。

- (1) 政策等の評価に関する学識を有する者
- (2) 農業・農村政策に関する学識を有する者
- (3) 地域活動に関する学識を有する者

3 委員の任期は、令和7年度末とする。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長をおき、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は農林水産部長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、農林水産部農村建設課において処理する。

(補 則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

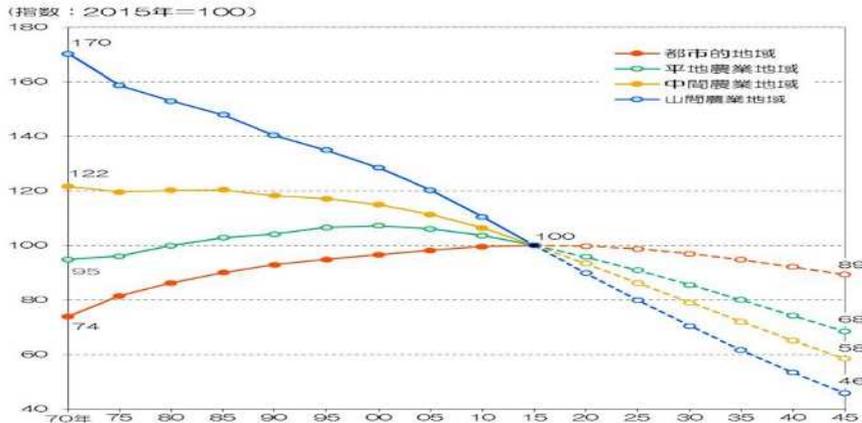
附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

1. 農村RMO形成の必要性

中山間地域の人口減少と農業集落の状況

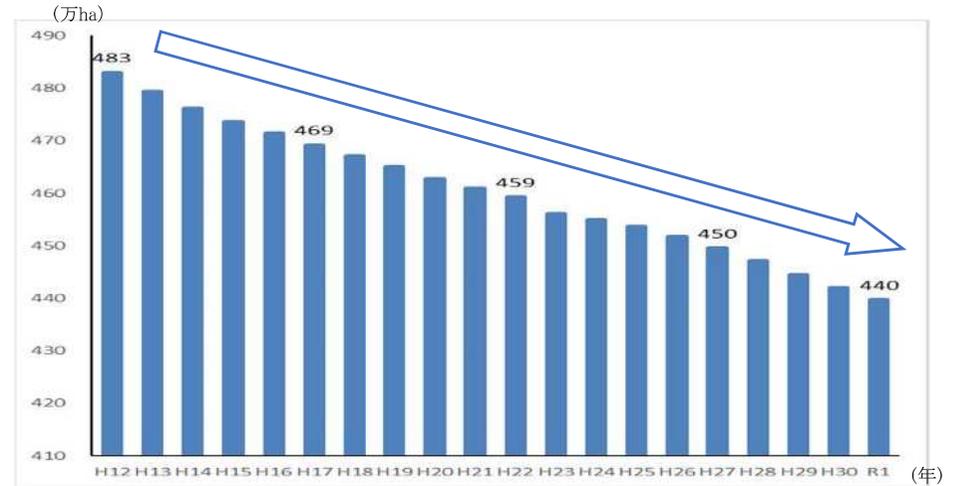
○ 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下。今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）
 注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
 2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

【耕地面積の推移】



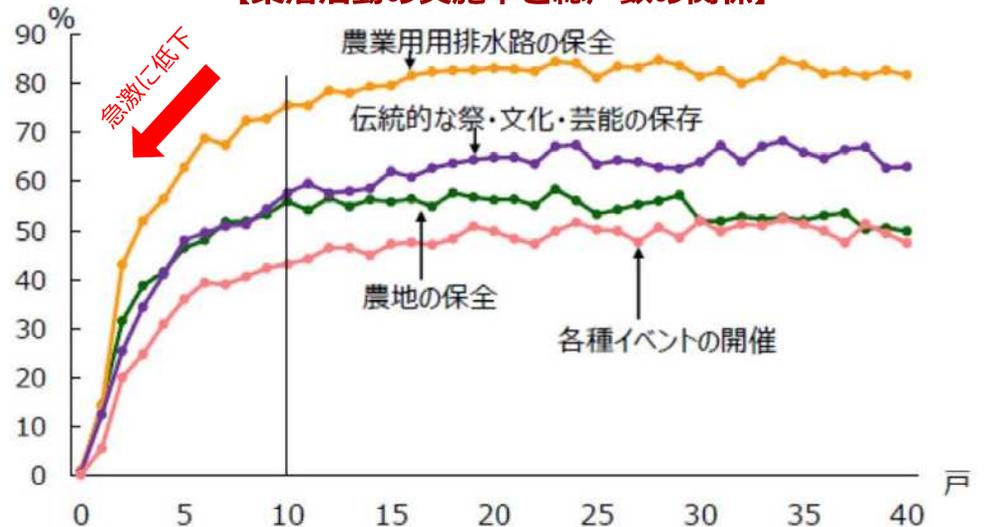
資料：農林水産省「耕地及び作物面積統計」

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



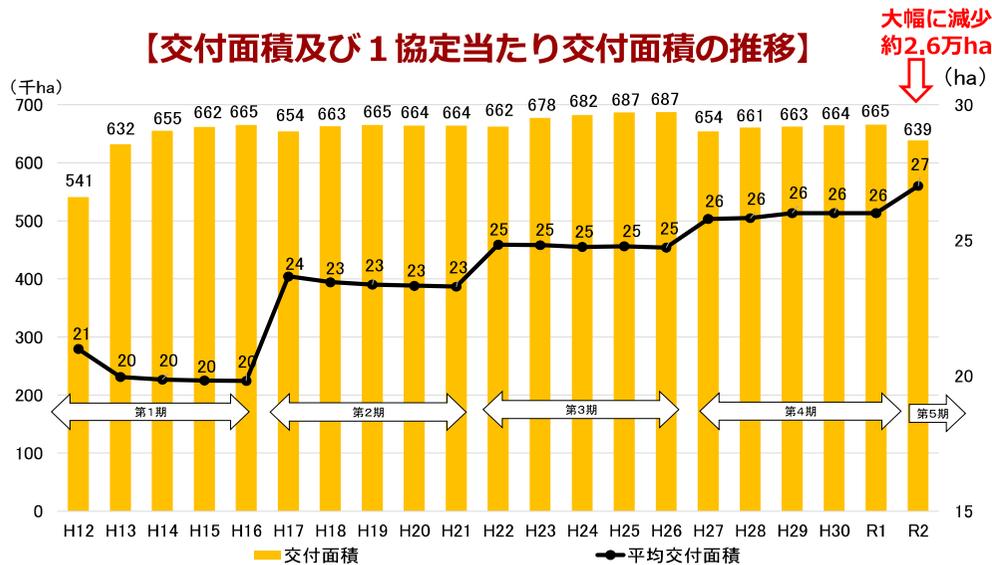
(出所) 農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015農林業センサスの総合分析-」（平成30（2018）年12月）

中山間地域等直接支払の現状

- 令和2年度の交付面積は、小規模協定の廃止により前年から約2万6千ha減少。
- 廃止協定の殆どは10ha未満で、廃止理由は“高齢化・担い手不足”、“リーダー不在”
- 協定の広域化により1協定あたり交付面積は増加したが、未だ10ha未満の小規模協定も6割存在。

今後、小規模集落は更に弱体化 → 地域全体で農地を維持管理する仕組みづくりが必要。

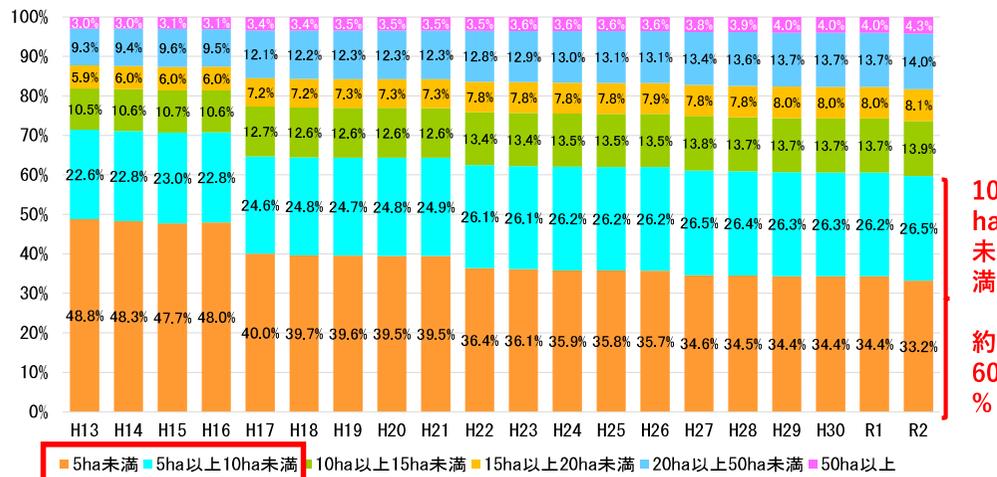
【交付面積及び1協定あたり交付面積の推移】



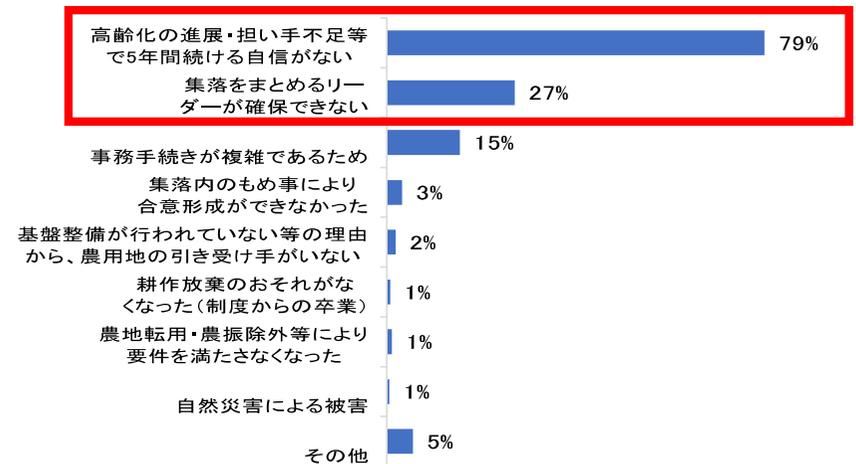
【交付面積規模別集落協定数及び増減内容】

	計	単位: 協定数							
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上
R1年度	25,454	8,759	6,670	3,487	2,043	2,048	1,442	683	322
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	1,932	1,343	677	323
協定数増減の要因	▲ 2,033	▲ 974	▲ 463	▲ 230	▲ 146	▲ 116	▲ 99	▲ 6	▲ 1
前年度比	92.0%	88.9%	93.1%	93.4%	92.9%	94.3%	93.1%	99.1%	100.3%
廃止協定	▲ 1,996	▲ 1,281	▲ 443	▲ 153	▲ 53	▲ 34	▲ 22	▲ 6	▲ 4
新設協定	543	228	132	68	36	42	23	11	3
統合協定	▲ 695	▲ 439	▲ 177	▲ 65	▲ 32	▲ 17	5	18	12
その他	115	518	25	▲ 80	▲ 97	▲ 107	▲ 105	▲ 29	▲ 10

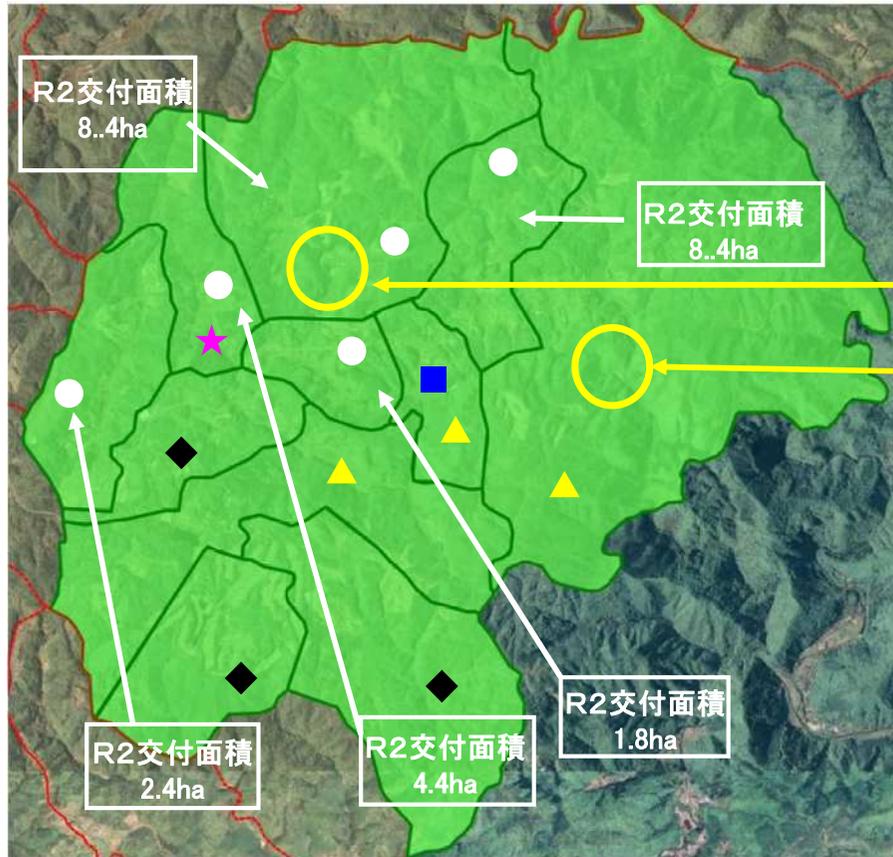
【交付面積規模別の集落協定数の割合】



【集落協定を廃止した理由 (R2年度)】



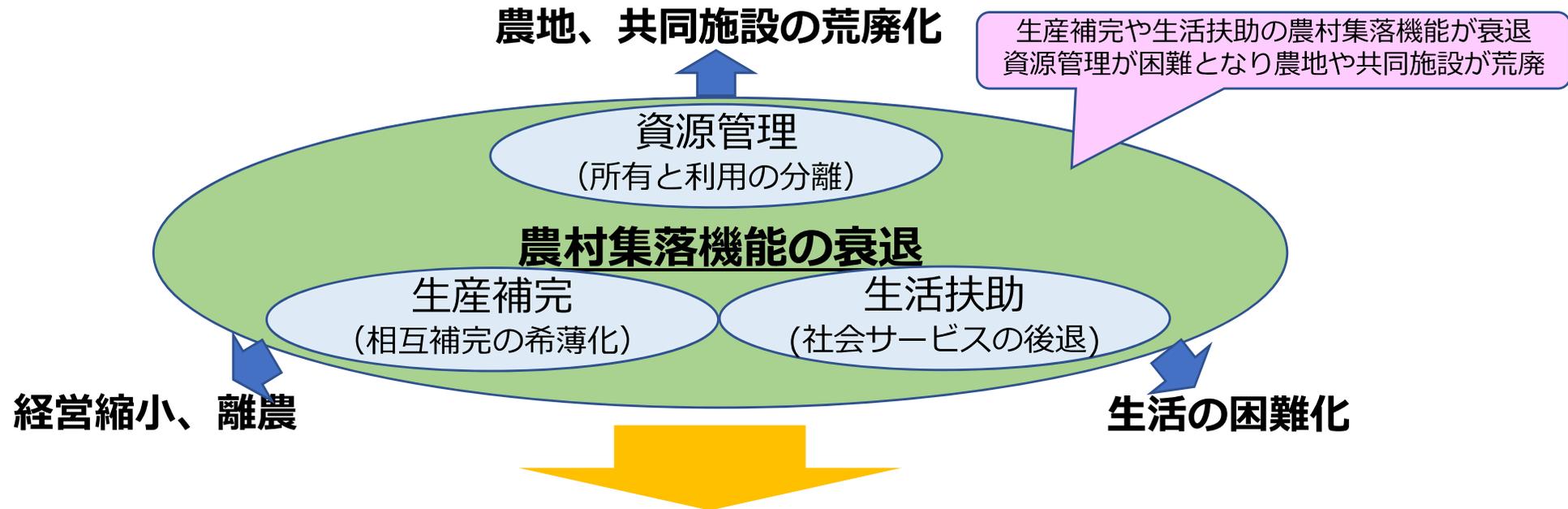
- B町は、平成16年にJ郡内の4町村が合併し誕生、合併当時の人口は1万2千人、世帯数は4千戸を超えていたが、現在は人口が9千人、世帯数が4千戸で、65歳以上が人口の半分を占めるなど、高齢化と人口減少が進行。
- C地区は11集落、117戸・252名で構成、町の南東に位置し、B町の拠点施設（役場や病院等）があるエリアから約12km、車で20分、集落は谷毎に形成。
- 小学校、JA支所や商店等も無くなり、農地の維持が困難になる集落も増えており、集落機能の低下が顕著。



- 注1: ○印は、R2年度も中山間地域等直接支払の協定がある集落（各協定ともに協定のエリアと集落のエリアは一致）
- 2: ▲印は、過去に中山間地域等直接支払に取り組んでいた集落
- 3: ◆印は、これまで中山間直接に取り組んでいない集落
- 4: ■印は、旧の小学校があった場所
- 5: ★印は、T地区の拠点施設「T文化センター」

農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）**など集落維持に必要な機能が弱体化。
- 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。



3つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO）が必要

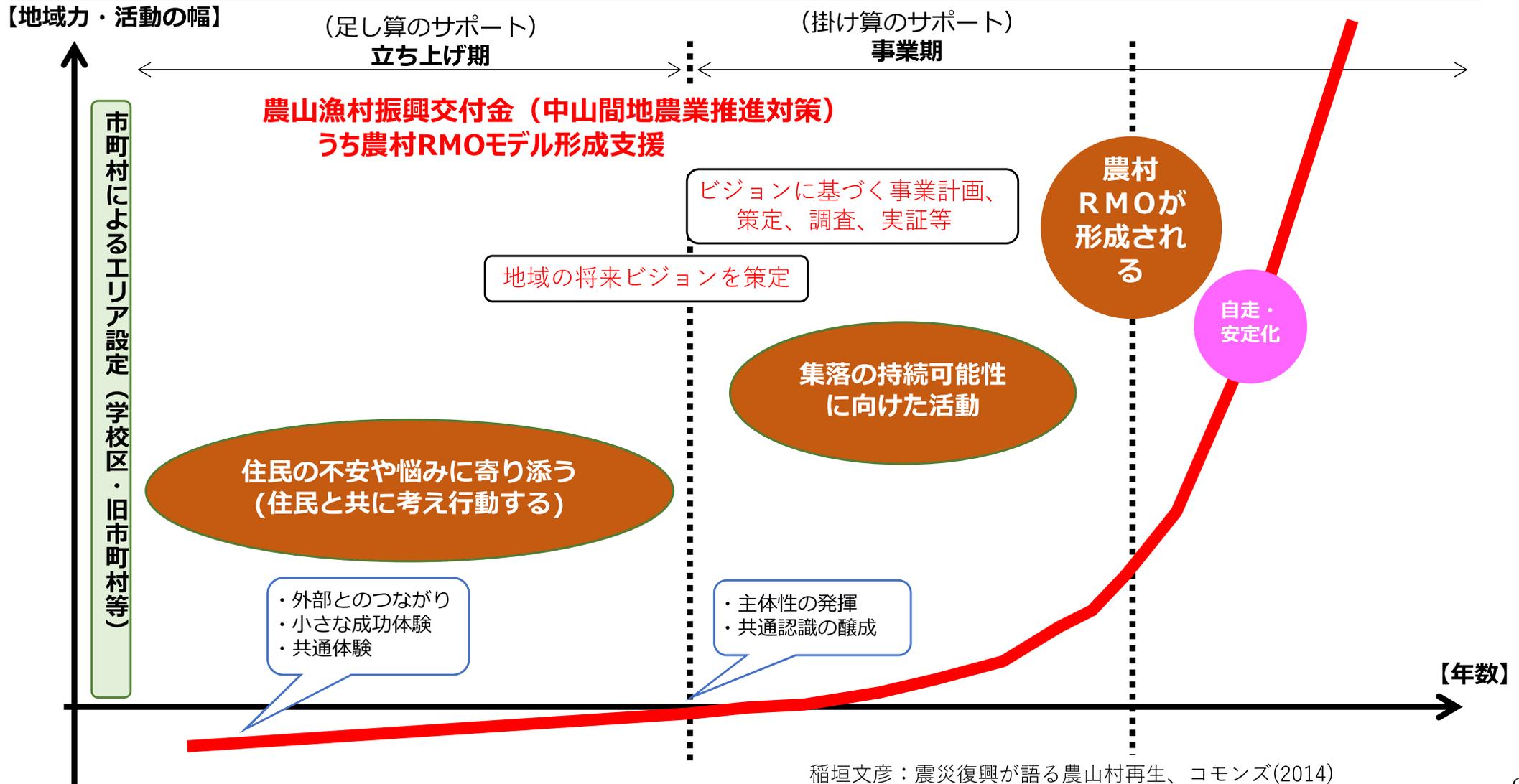
地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

農村RMOの形成過程

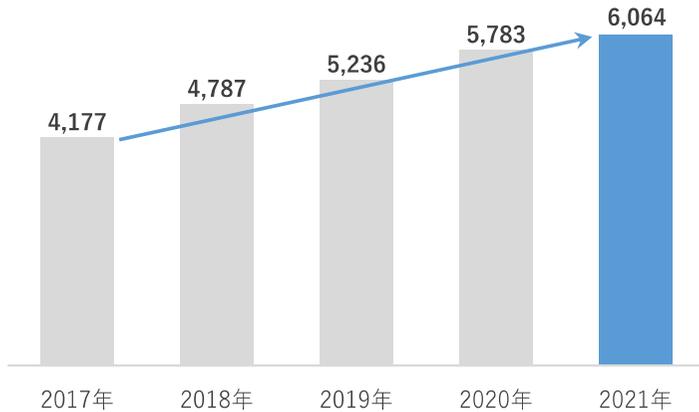
- 活動が縮小し地域力が低い時期には、小さな成功体験や共通体験を積み重ね、住民の主体性と共通認識を生み出す、「寄り添い型支援」(足し算のサポート)を行う必要。
- 継続的な活動が行われ地域力が向上する時期には、住民が作成した将来ビジョンに基づく事業計画策定や実行に対する、「事業導入型支援」(掛け算のサポート)を行うと効果が生まれる。
- ※ 地域力がマイナスの時期にいきなり掛け算のサポートを行っても、かえってマイナスを大きくすることになるため、まずは足し算のサポートを地道に行うことが重要。



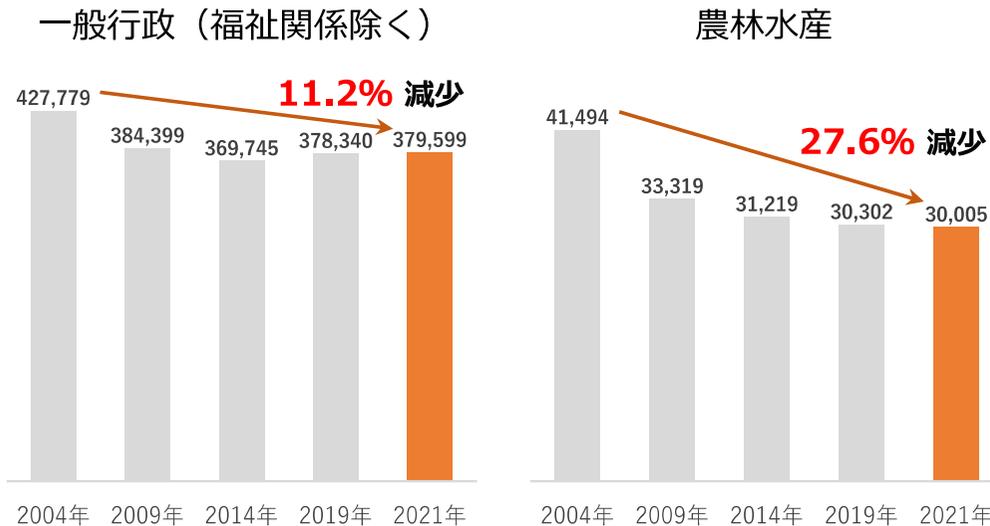
地域運営組織（RMO）の現状と課題

- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する**地域運営組織（RMO）の形成数は増加**。一方、**農に関する活動は僅か**。
- 市町村の一般行政職員数は、**17年間で11.2%減少**。特に農林水産担当は**27.6%**と減少幅が大きい。

地域運営組織の形成数

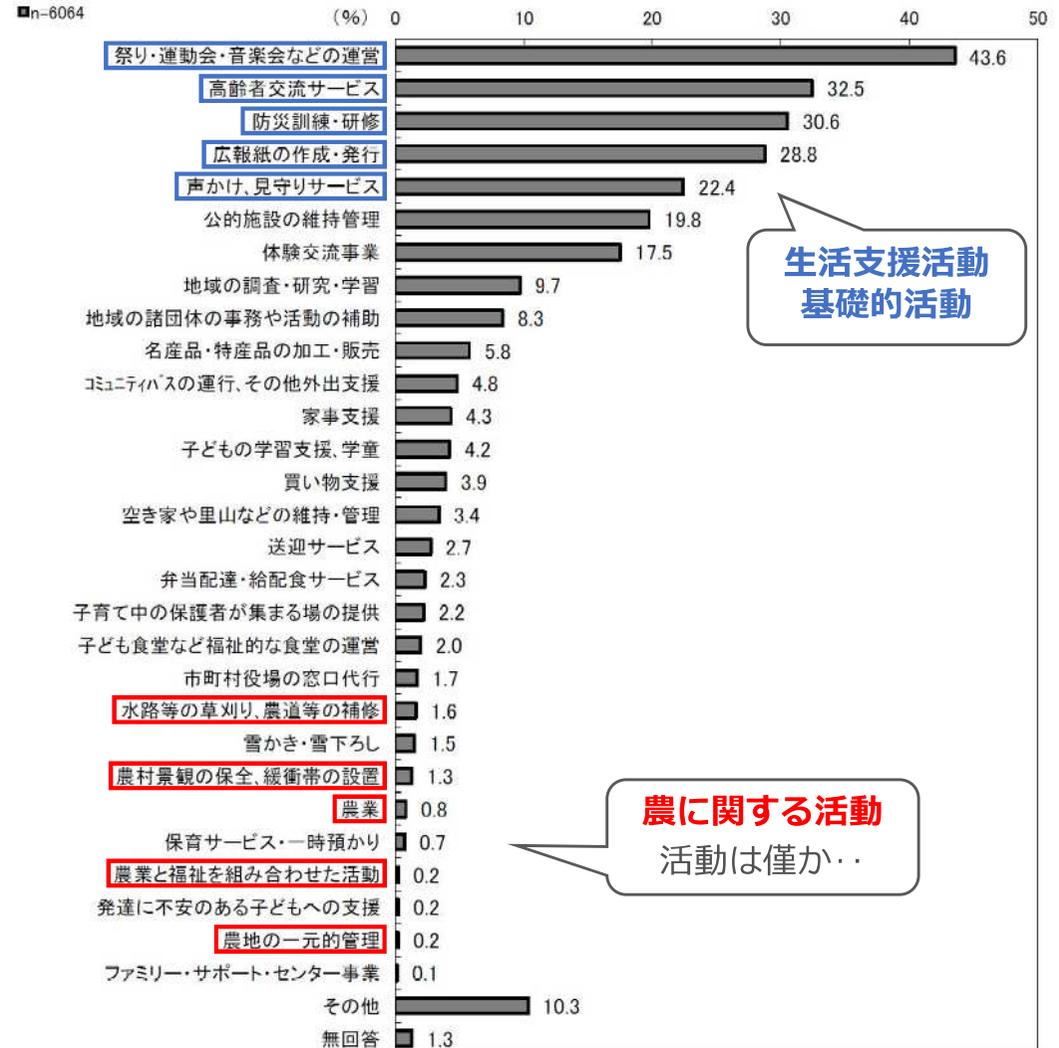


市町村職員数の推移



出典：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。
（一部事務管理組合の職員を除いている）

実施している活動のうち、
主要な活動であると考えているもの



生活支援活動
基礎的活動

農に関する活動
活動は僅か…

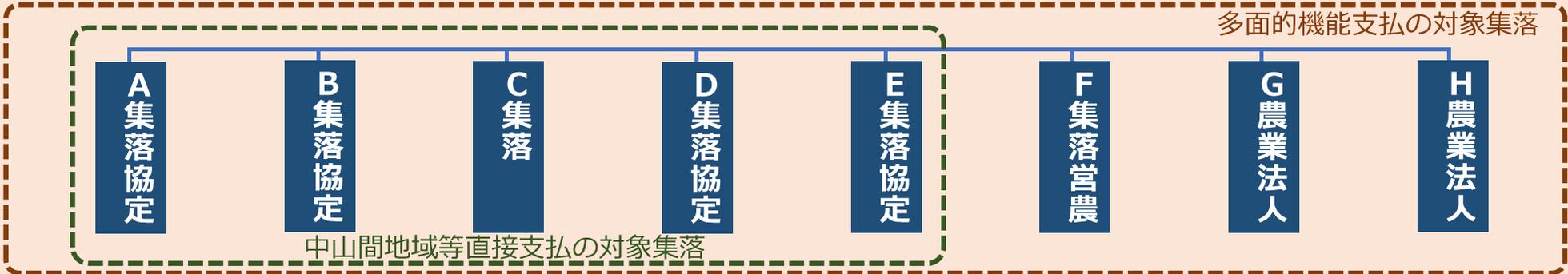
出典：総務省「地域運営組織の実態把握調査」
（1,706 市区町村（回収率 98.7%）、個票：6,064 組織）

2. 農村RMOとは

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※



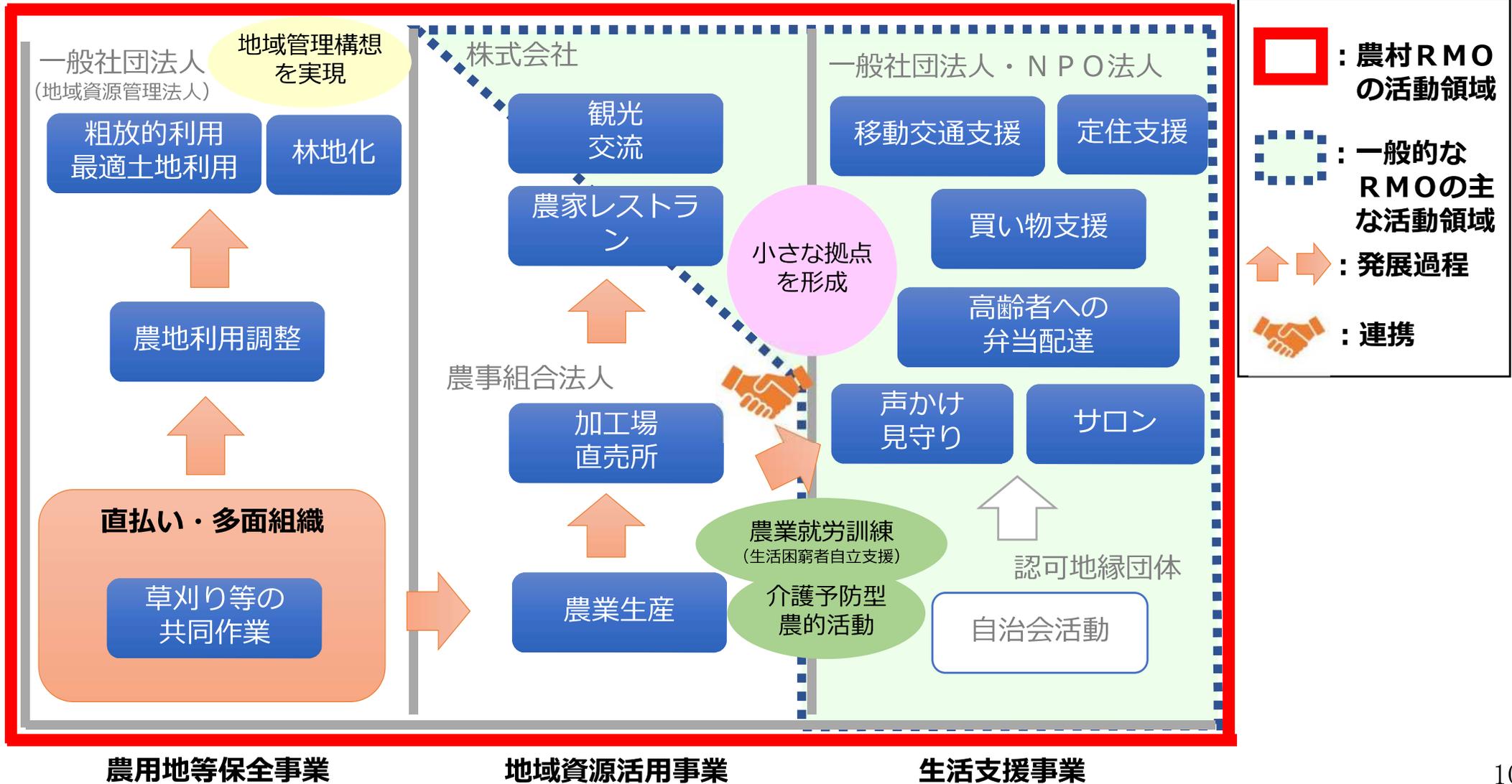
中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村RMOの事業領域と発展過程

○ 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

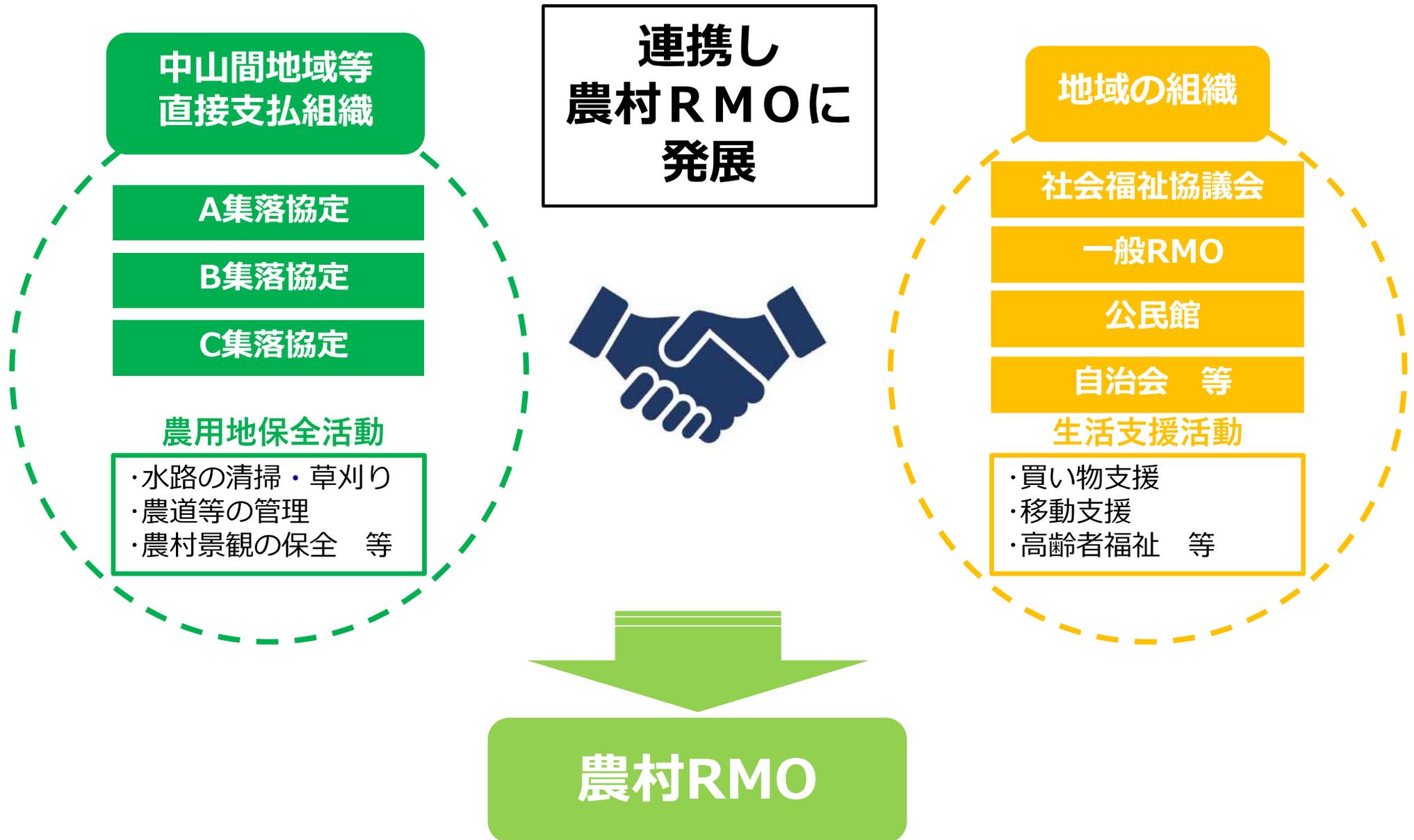
持続的で秩序ある土地利用の推進
(良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上
域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持
人口流出防止、定住移住促進



農村RMO形成のアプローチ

パターン ①

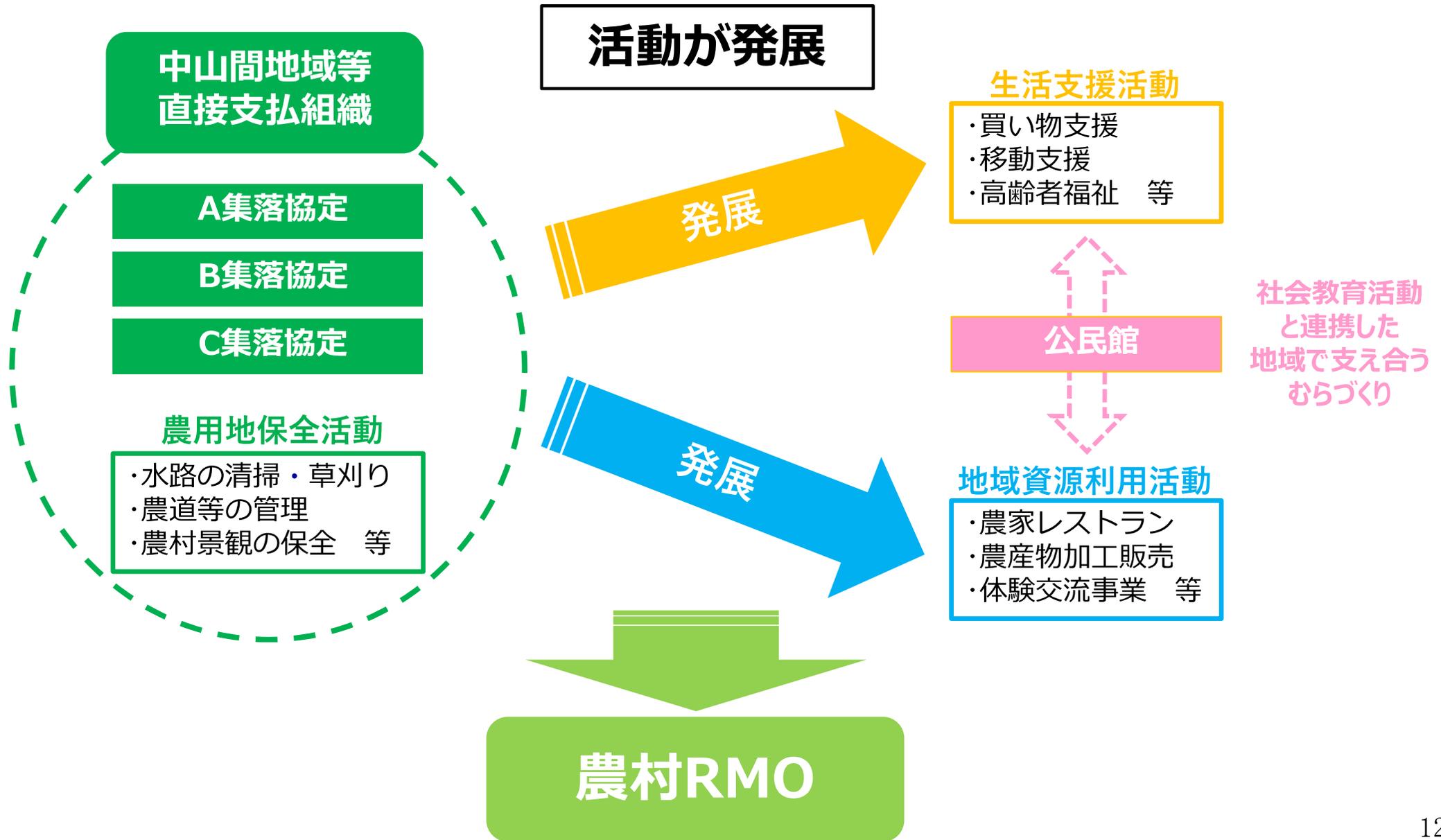
中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン②

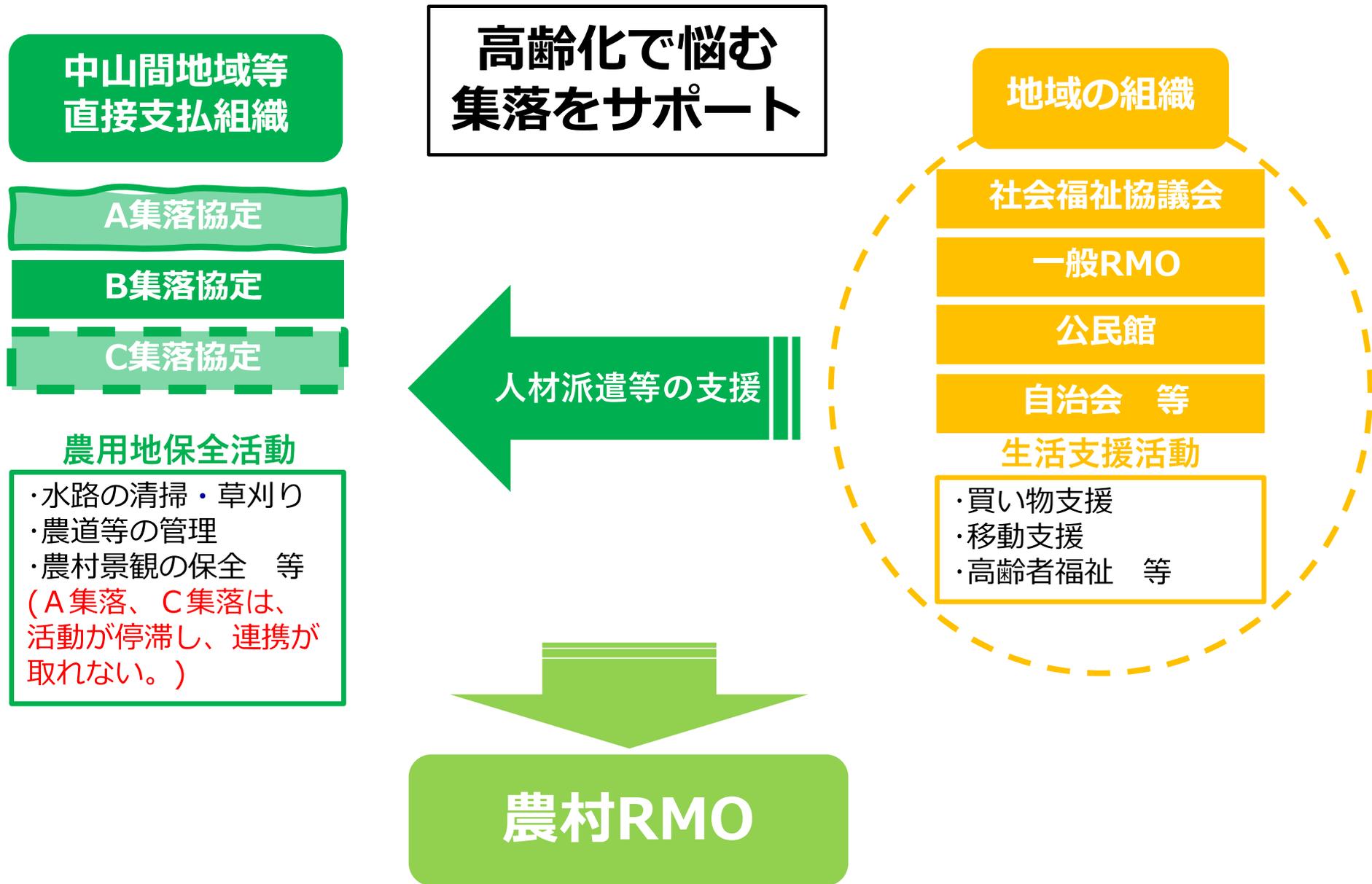
中山間地域等直接支払の集落協定が、
活動内容を発展させ、農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン ③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



農村RMOが地域一体となって行う活動の例

○地域の将来ビジョンの策定

ビジョン

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、**地域の現状把握と将来ビジョンの策定**

(取組の例)

- ① 農業就業人口等の現状把握、**人口の安定化のための目標**の検討
- ② **ワークショップ（話し合い）**を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、**地域運営の強み・弱みを整理**
- ③ 農用地保全、地域資源活用、生活支援について、取り組むべき活動と目指す姿 = **「将来ビジョン」を策定**
- ④ 市町村等との連携した**実施体制のもとでプランを実践**

ワークショップを通じて地域の強み・弱みを整理

ビジョンの策定



ビジョンを実践

○持続的な土地利用計画の実践

農地

地域ぐるみの話し合いを通じ、林地化や粗放的利用も含めた**持続的な土地利用計画**を策定して実践

(取組の例)

- ① 維持困難な農地について、非農家も含めた**ワークショップ**を実施し、**林地化、鳥獣緩衝帯、放牧、景観・蜜源・緑肥作物等の粗放的利用**を含めた**持続的な土地利用計画**を策定
- ② ①で策定した計画に基づき、**実証活動を実施**

土地利用計画の策定

計画を実践



○スモール・ビジネスの起業

しごと

地域資源を活用して、規模は小さくても**外貨を獲得するための事業計画**を策定して実践

(取組の例)

- ① スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等で**ワークショップ（話し合い）**を実施
- ② 経営戦略や収支に係る**事業計画**を策定
- ③ **実施体制**を構築の上で**実証事業**を行い、事業の本格化につなげる

活用可能な地域資源の発掘

事業計画の作成



実証事業
・商品化
・試験的実施

○スマート定住構想の実践

くらし

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践

(取組の例)

- ① **先進地視察、ワークショップ**を通じて、**定住のための課題・ニーズの把握**
- ② 買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、**ICTを活用したシステム開発**など活動計画を策定
- ③ 協議会等の**実施体制**を構築し、事業計画に基づく**実証活動**を実施

定住のための課題・ニーズ把握

事業計画の策定



実証事業
・システム開発
・トライアル実施

農用地保全及び地域資源活用と一体的に実施する生活支援活動の例

○ 高齢者でも栽培管理しやすい作物の導入による農用地保全

高齢者の生き生きとした暮らしのため、農用地保全の機会の提案、高齢者でも栽培・管理しやすい作物の試験栽培を行う。



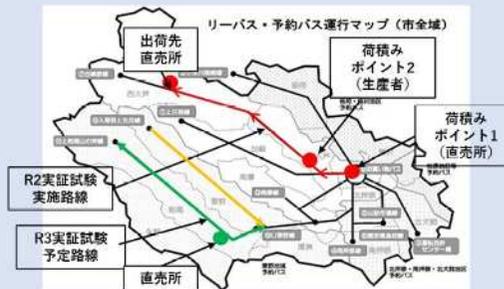
高齢者が活動する農園の看板



高齢者の農業活動風景

○ バスの活用による高齢農家の農産物出荷

高齢化により出荷困難となった農業者の農産物をバスなどを活用して出荷することを試行し、農産物出荷が可能になり、農業が持続可能になる。



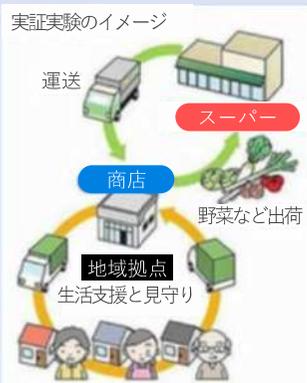
ルートの検討



バスを活用して野菜を出荷

○ 農産物集出荷と買い物支援との複合

農産物の集出荷と買い物支援の宅配サービスとの組み合わせを実証し、単体では成立しにくい事業について、複合的なサービスを導入。



農産物集出荷と買い物支援との複合



高齢者への買い物支援

○ 生産・消費のデータ分析により需要に応じた生産への切り替え、子ども食堂・高齢者施設における農産物の販路拡大等

地域内の生産者・消費者の状況を調査し、需要と生産を見える化し、消費者ニーズを分析や生産データを分析することで、高齢者施設や子ども食堂の需要開拓や生産者の生産計画に反映。



POSデータ等の調査・分析



データを踏まえた生産への反映



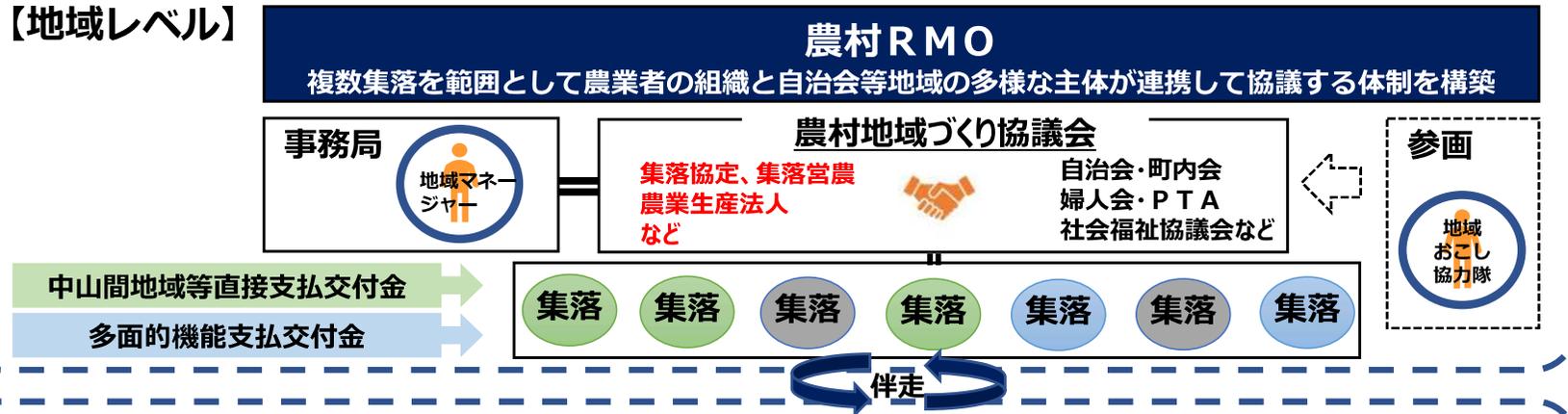
子ども食堂・高齢者施設での活用等

3. 支援体制の構築

農村RMO形成推進に関する推進体制について

- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

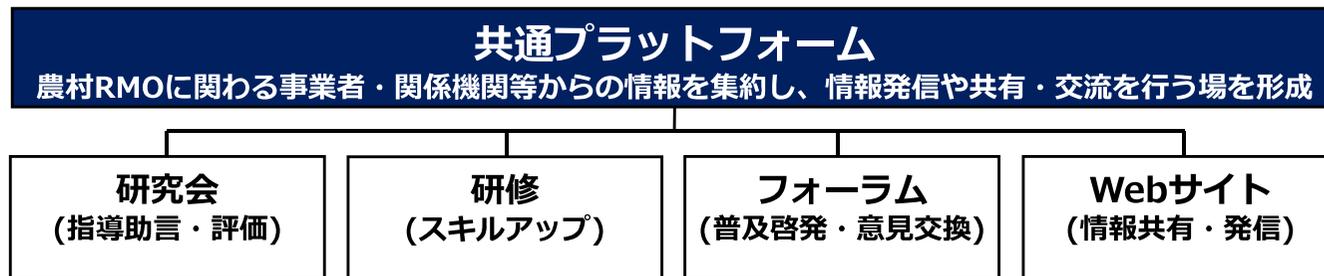
【地域レベル】



【県域レベル】



【全国レベル】



部局横断的な農村RMO支援チームを形成し、農村RMO形成の伴走を実践し、ノウハウを蓄積

当該県におけるモデル的な農村RMOを形成し、横展開

農村RMO形成のノウハウを蓄積し、全国にDNAを普及

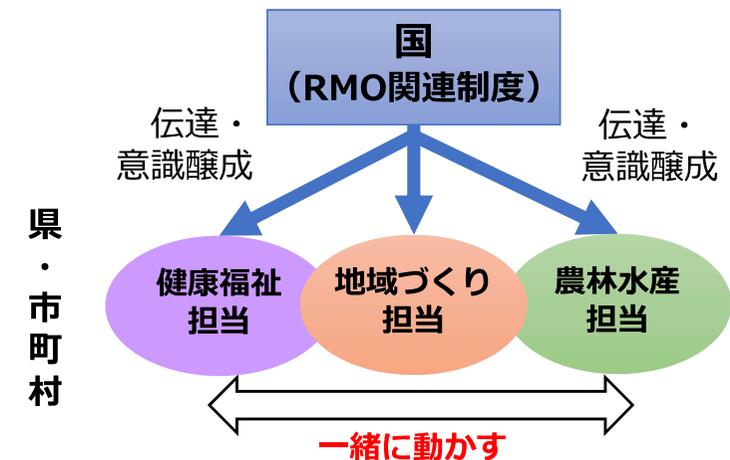
農村RMO形成推進に向けた各府省連携

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

〈農村RMOとの関わりが想定される制度〉

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等

【会議の内容】 ①現場情報の共有
②関連施策の共有

【開催実績】 第1回(R3.10.21)、第2回(R4.1.20)

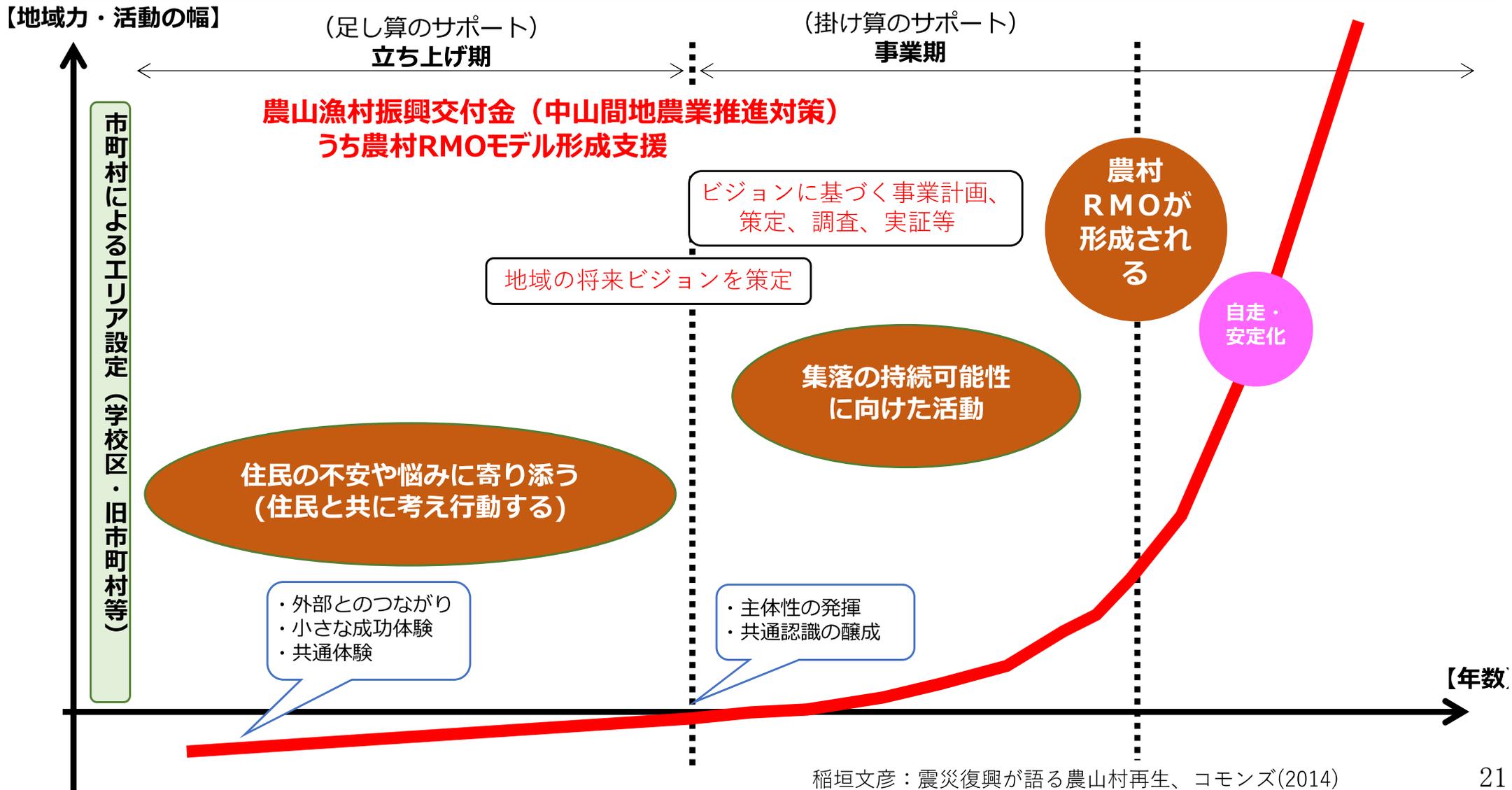
農村RMOに関する各省の施策

	制度	農村RMOとの関わり		
寄り添い	集落支援員	● 集落支援員が 参画 することにより、 集落間の調整が円滑化	総務省	
	生活支援コーディネーター	● 生活支援サービスについて 、計画策定や事業活動を サポート	厚労省	
伴走	地域活性化伝道師	● 地域課題の解決に向けた取組に対して、 市町村職員や地域リーダーに指導・助言 を行い、地域人材力の強化を支援	内閣府	
	地域力創造アドバイザー	● 地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化・観光振興等の取組を支援		
メンバー候補	地域おこし協力隊	● 地域おこし協力隊が 参画 することにより、 活動が活性化 、経済事業を運営する法人へ就職	総務省	
	地域プロジェクトマネージャー	● 地域プロジェクトマネージャーが、行政や民間等との橋渡しをしながら、 活動等を支援		
	地域活性化起業人	● 地域活性化企業人がノウハウや知見を生かし、経済事業等を支援		
	特定地域づくり事業協同組合	● 特定地域づくり事業協同組合からの 人材派遣		
活用	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	● 新たな事業に取り組む場合に活用	厚労省	
	重層的支援体制整備事業	● 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護、障害、子ども、生活困窮の各分野）等について、 農業関連の取組の受け皿 となり実施 (例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において、高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施)		
	小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業	● 廃校舎等を活動拠点（地域コミュニティの拠点、交流の場）等として改修する場合に活用		国交省
	JOIN（移住・交流推進機構）	● ニッポン移住交流ナビを通じて、人材を募集		
具現化	地域管理構想 (国土の管理構想)	● 地域管理構想の検討・実行にあたり、 地域の核となる主体として参画	国交省	

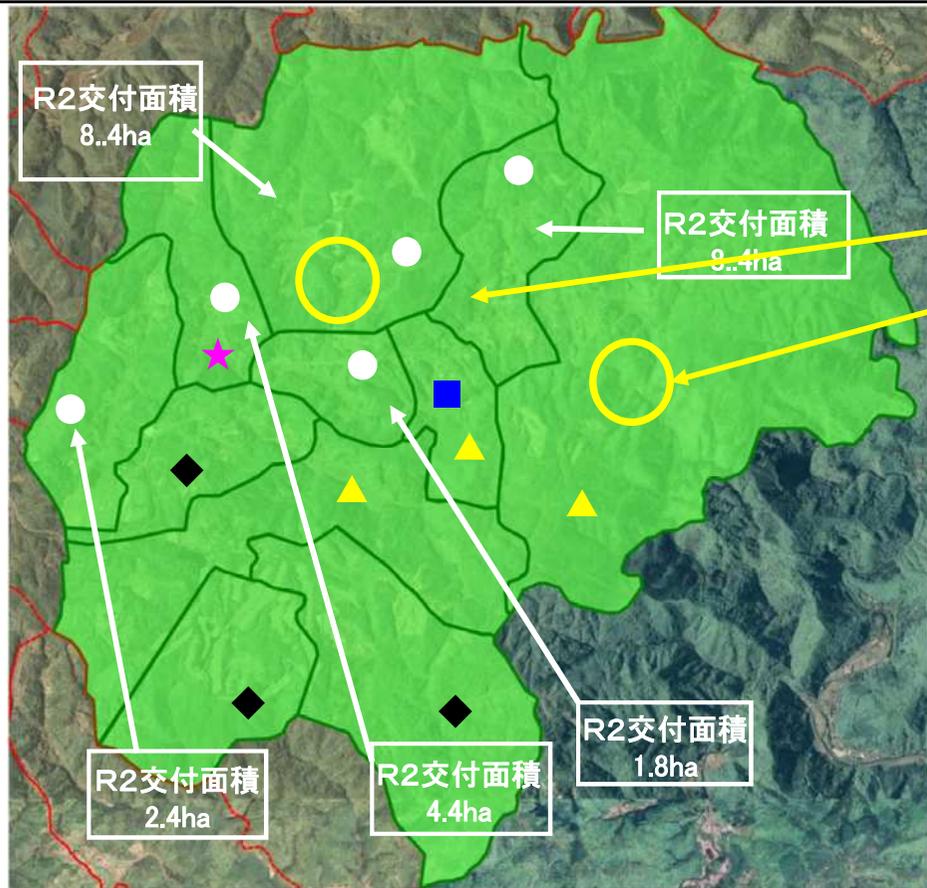
4. 農用地保全の在り方と農村RMO

農村RMOの形成過程

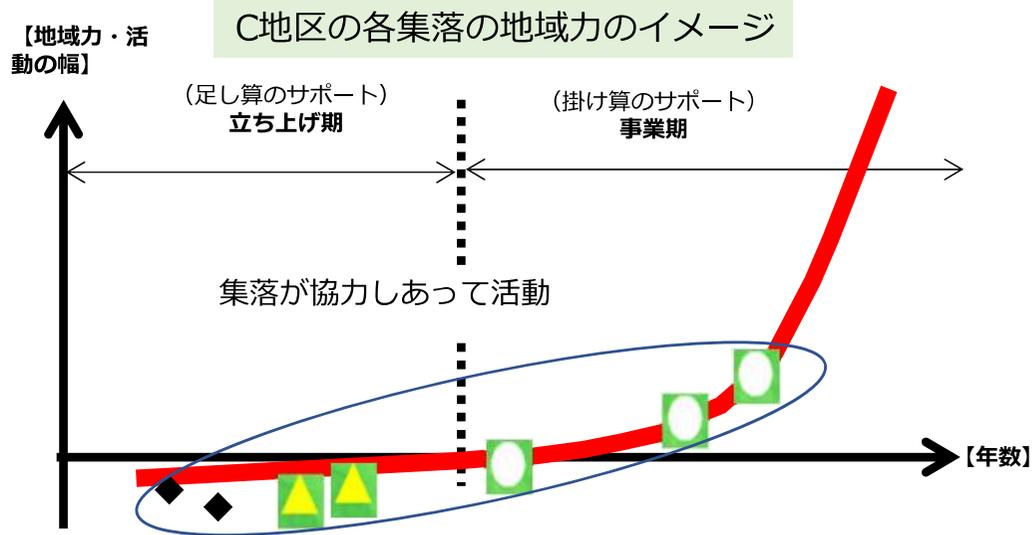
- 活動が縮小し地域力が低い時期には、小さな成功体験や共通体験を積み重ね、住民の主体性と共通認識を生み出す、「寄り添い型支援」(足し算のサポート)を行う必要。
- 継続的な活動が行われ地域力が向上する時期には、住民が作成した将来ビジョンに基づく事業計画策定や実行に対する、「事業導入型支援」(掛け算のサポート)を行うと効果が生まれる。
- ※ 地域力がマイナスの時期にいきなり掛け算のサポートを行っても、かえってマイナスを大きくすることになるため、まずは足し算のサポートを地道に行うことが重要。



- C地区は11集落、117戸・252名で構成、小学校、JA支所や商店等も無くなり、農地の維持が困難になる集落も増えており、集落機能の低下が顕著。C地区の11集落のうち、
 - ・ 中山間地域等直接支払（直払）に取り組んでいる集落（協定締結集落）は5集落
 - ・ 過去に直払に取り組んだが、協定が締結できなくなり廃止した集落は3集落
 - ・ これまで直払に取り組んでいない集落は3集落
- 農地の無秩序な荒廃を防ぐため、農村RMO等が中心となりC地区全体での農地保全の検討が必要。

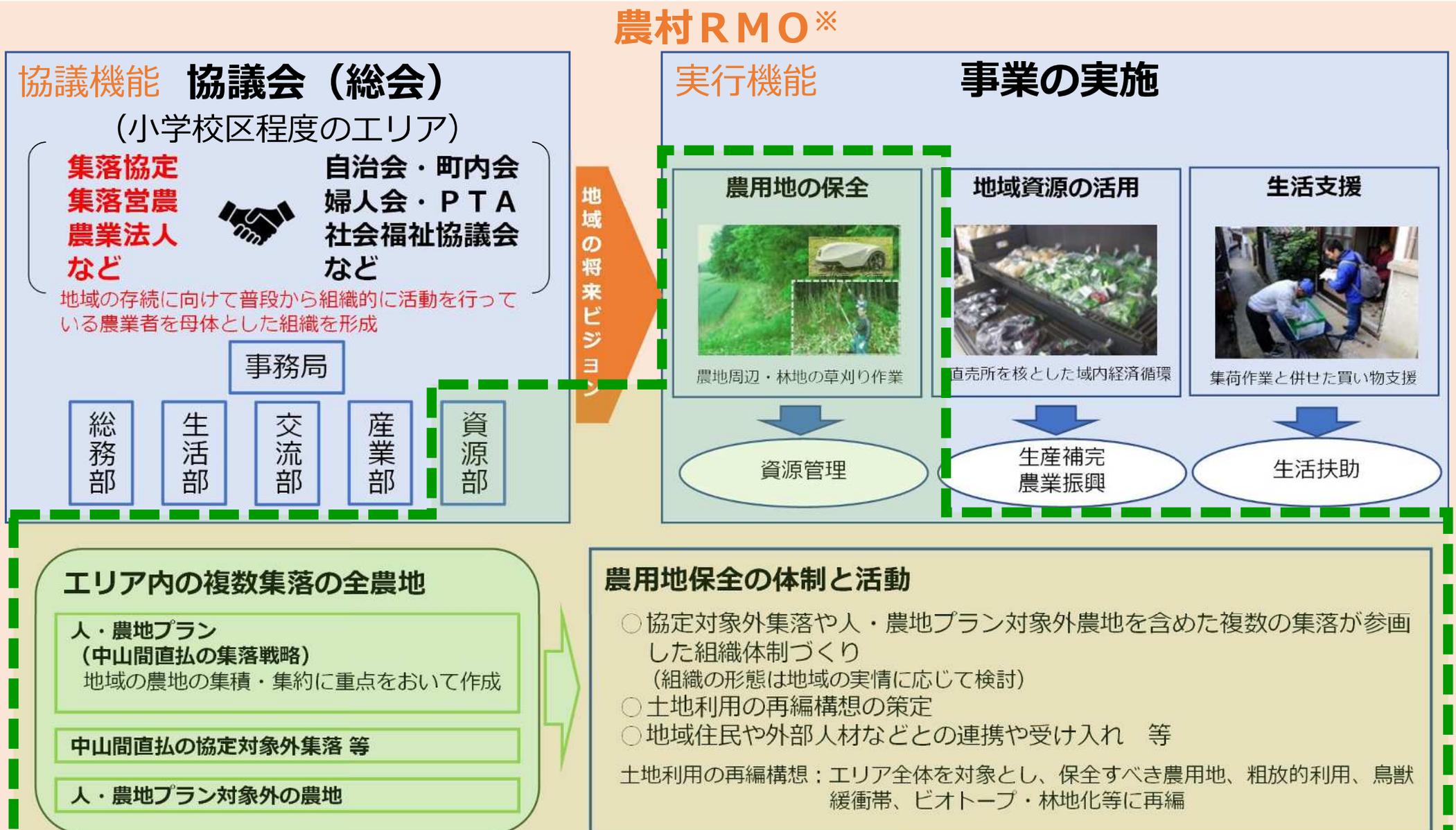


注1: 〇印は、R2年度も中山間地域等直接支払の協定がある集落（各協定ともに協定のエリアと集落のエリアは一致）
 2: ▲印は、過去に中山間地域等直接支払に取り組んでいた集落
 3: ◆印は、これまで中山間直接に取り組んでいない集落
 4: ■印は、旧の小学校があった場所
 5: ☆印は、T地区の拠点施設「T文化センター」



農村RMOにおける農用地保全の体制

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織が地域住民や外部人材と協力・連携し、保全すべき農地と保全することが困難な農地は粗放的な利用、鳥獣緩衝帯、ビオトープ・林地化等に再編。また、新規就農者や福祉利用などの農地も確保。



人口減少下における複数集落を対象とした持続的な土地利用（再編）のイメージ

- 人口減少や高齢化が急速に進行する中山間地域においては、近年、更に人口減少が進行し、集落コミュニティの脆弱化が懸念されるとともに、様々な政策努力を払ってもなお農地としての維持が困難な土地が増大
- このため、地域の話し合いを通じて、守るべき農地を明確化し、従来の手法では維持困難な農地については、農村RMOが受け皿となって、地域内外の新たな人材等を呼び込みながら、放牧、蜜源作物、緑肥作物等、省力作物による粗放的利用等により農用地を保全

話合いの様子

① 粗放的な利用による農業生産（燃料作物）

② 粗放的な利用による農業生産（緑肥作物）

③ 粗放的な利用による農業生産（放牧）

④ 鳥獣緩衝帯

⑤ 粗放的利用のための整備（電気柵の設置）

⑥ 農業生産の再開が困難な土地への植林

⑦ 福祉目的での農園利用（ユニバーサル農園）

⑧ 果樹（ナツメ）

⑨ 粗放的な利用による農業生産（蜜源作物）

担い手への集約

将来的な有機利用エリア（そば、緑肥作物等）

子供食堂

平場営農組織

若者の雇用

新規参入

高齢者等

新規参入

担い手への集積・集約化が困難な農地について、農村RMOを中心に農用地保全に向けた土地利用を検討4

農村RMOによる有機農業への新規参入者の受入方法 (土地利用調整、荒廃農地等の再生、農地の粗放的利用)

- 地区内農地の保全のため、農村RMO等が耕作放棄地を含めた土地利用計画を策定。
- 土地利用計画に沿って、農村RMOが行う農用地保全事業（草刈サポーター等が従事）にて除草等の農地保全業務をサポートし、手間をかけず、かつ化学肥料・化学合成農薬不使用で農地を維持。
- 転換期間終了後に、有機栽培が可能な農地を有機農家に提供可能。
- また、粗放的利用における緑肥作物の播種や草刈等の作業においてマンパワー不足を補い効率的な作業を実施するためドローンや自動草刈り機等のスマート農機を導入。



農山漁村活性化法の改正による土地利用調整の円滑化

- 農山漁村活性化法の改正により、農村型地域運営組織（農村RMO）が実施する農用地保全事業や農山漁村発イノベーション等の取組が円滑化

活性化法によるメリット

①農村RMOを含む地域の多様な関係者が連携して農用地保全事業に取り組もうとする場合において、地方自治体に対し、活性化計画の策定を提案できる仕組みを拡充

②事業実施時の農地転用許可手続等の迅速化を措置することで、行政手続の負担軽減を図る

③農用地の権利調整等を円滑化する仕組みを拡充し、農用地保全事業の実施の場合にも適用

④日本型直接支払等による支援も受けつつ、農用地保全事業の推進が図られるよう、**多面法に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化**

①持続的な土地利用の提案

③農用地の権利調整等の円滑化

②農地転用許可手続等の迅速化



④多面法(※)に基づく事業計画認定申請の手続の簡略化

中山間地域等直接支払の実施

(※) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

5 . 持続的な土地利用に向けた事業と制度

地域で話し合い、ゾーニングを行う

- ① 農地として利用するなら、「担い手への集積・集約」「個人・地域での管理」
- ② 力を入れず使うなら、「粗放的利用」、「低密度な植林による緩衝帯」
- ③ 再生利用が困難なら、「非農地化」



地域での話し合い



林地化した場合の固定資産税の負担目安

田・一般田 : 1,400円 ⇨ 山林・一般林 : 200円
 畑・一般畑 : 400円

※ 勧告を受けた遊休農地
 田、畑は1.8倍

◆ 総務省ホームページ「令和2年度 固定資産の価格等の概要調書 (都道府県別表) I.土地」より試算。(全国における10a当たり固定資産税)

凡 例	
	個人・地域管理
	担い手への集積・集約
	粗放的利用
	植林

農地等の有効利用や粗放的利用に向けた簡易な整備

最適土地利用対策

地域ぐるみの話し合いを通じ、最適土地利用計画等を策定し、荒廃農地やそのおそれのある農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援

1. 農地等活用推進事業

- ・ 簡易な整備
- ・ 農業用ハウス、簡易トイレ等の整備

2. 低コスト土地利用支援事業 (粗放的農地利用事業)

- ・ 刈払い、電気牧柵等の条件整備
- ・ 蜜源作物、緑肥作物等の種苗費
- ・ 省力化機械の購入費
- ・ 粗放的利用のための実証
- ・ 計画的な植林

<事業要件>

- ・ 計画等を事業開始年度に策定
- ・ 5年間耕作又は粗放的利用
- ・ 市町村、農地所有者、農業者、地域住民が構成員として必須
- ・ 実施期間：原則2年以上5年以内
- ・ 農地等活用推進事業

実施面積：20ha(中山間10ha)以上
整備面積：1ha以上

・ 低コスト土地利用支援事業

実施面積：10ha(中山間5ha)以上
整備面積：0.5ha以上

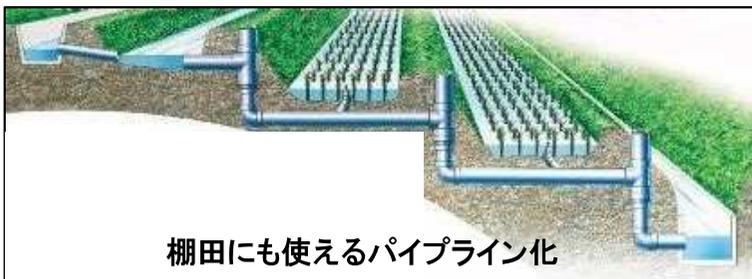
<事業実施主体>

市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構

<補助率>

定額補助、1/2、5.5/10

農地を貸しやすくし、地域の特色を活かした営農をするための整備



棚田にも使えるパイプライン化



長大畦畔への小段の整備



粗放的管理区域
(畦畔除去等)

生産区域
担い手への集約

耕作道路の整備

生産区域
担い手への集約

粗放的管理区域
(畦畔除去等)



長大畦畔の芝生化(吹き付け)



法尻付近の暗渠排水対策



畦の耐久性確保(耐久性畦畔)



耕作道路の舗装整備

中山間地域農業農村総合整備事業

地域の収益力向上等により、**中山間地域**の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の**基盤整備**と、**生産・販売施設**等の整備を一体的に実施。

<事業要件> (主要なもの)

- ・ 中山間地域 農業生産基盤の整備を2工種以上、受益面積の計10ha以上
- ・ 受益者数2名以上
- ・ 所得確保のための取組と生産基盤の保全・再編利用の取組を行うこと

<事業実施主体>

都道府県、市町村 等

<補助率> ※県営事業、内地、生産区域

国 55%、県32%、市町村11%、農家2%

農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた**きめ細やかな耕作条件の改善**や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、**高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組**等を支援。

<事業要件> (主要なもの)

- ・ 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域
- ・ 総事業費200万円以上
- ・ 農業者数2者以上 等

<事業実施主体>

農地中間管理機構、都道府県、市町村
土地改良区農業協同組合、農業法人

<補助率> ※県営事業、内地、6法指定地域

国 55%、県27.5%、市町村10%、農家等7.5%

※注：農地耕作条件改善事業の要件はR3年度時点 30

鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、
鳥獣被害防止総合支援事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害を
軽減するため、被害防止計画に基づき実
施する鳥獣の捕獲（「有害捕獲」）、侵入
防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯
の設置等による生息環境管理等の被害防
止に係る取組を総合的に支援。

- 1 推進事業
 - (1) 被害防止活動推進
推進体制の整備、有害捕獲、被害防除、
生息環境管理 など
- 2 整備事業
 - (1) 鳥獣被害防止施設
 - (2) 処理加工施設
 - (3) 捕獲技術高度化施設

＜事業要件＞（主要なもの）

- ・ 被害防止計画の作成
 - ・ 有害捕獲、被害防除及び生息環境
管理のうち複数の取組が行われること
 - ・ 整備事業を実施する場合は、
受益戸数が**3戸以上**であること
- ※侵入防止柵を整備する場合は、捕獲
機材を一体的に整備するものとする。

＜事業実施主体＞

- 1 推進事業：地域協議会
- 2 整備事業：地域協議会 又は
その構成員

＜補助率＞

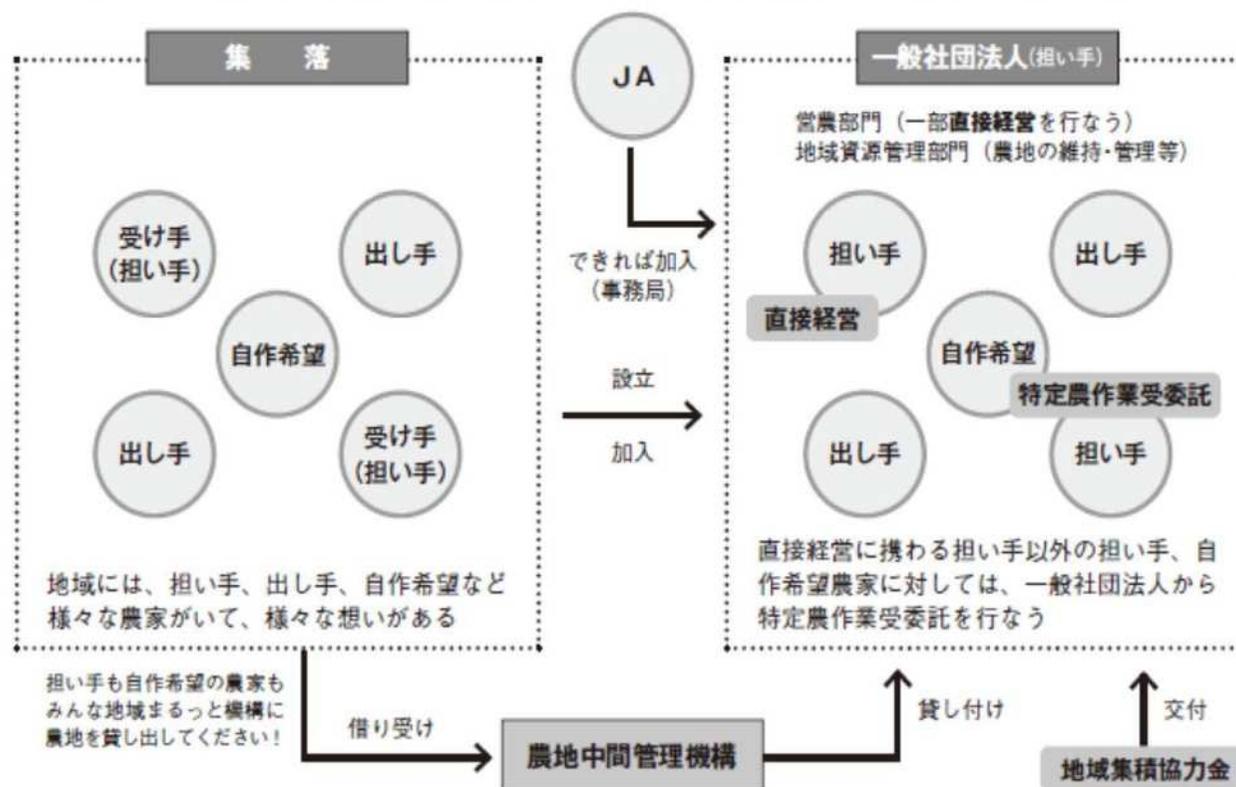
- 推進事業：定額、1/2以内
整備事業：定額、2/3、5.5/10、
1/2以内



【参考：農用地保全体制の例】地域まるっと中間管理方式

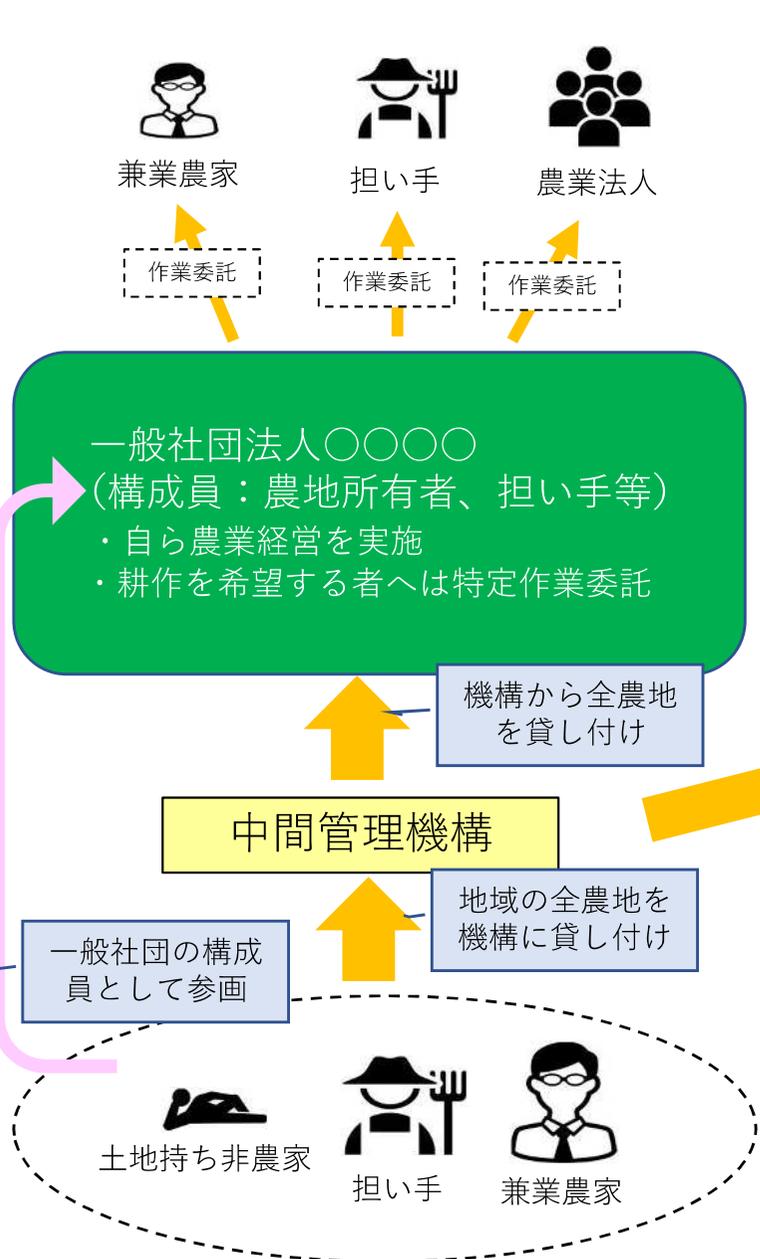
- 遊休農地など条件の悪い農地や、自作希望農家も含めて集落全体で農地を管理する方法として、「地域まるっと中間管理方式」も一つの選択肢。
- ⇒①地域で一般社団法人を設立するとともに、地域まるごと法人に加入
- ②地域まるごと農地中間管理機構に貸し出すとともに、機構が借り受けた農地すべてを法人に貸付
- ③農地管理は法人による直接経営も、自作希望の農家に対して特定農作業受委託による方法も可能
(※直接経営も特定農作業受委託もできない農地がでてきた場合は、草刈り等の日当を法人が会員に支払って管理)

地域まるっと中間管理方式：一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う方式



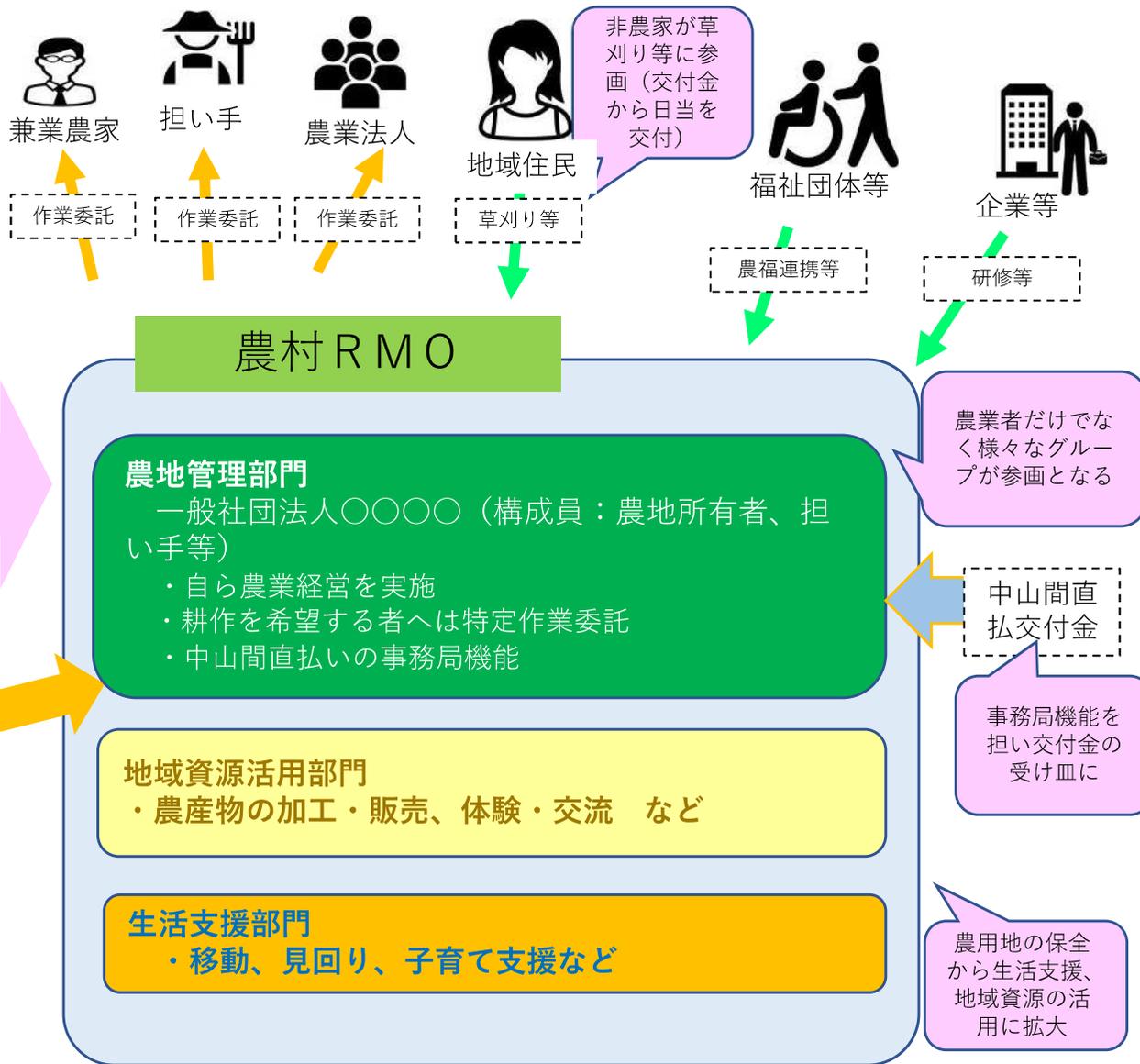
【参考：農用地保全体制の例】 地域まるっと中間管理方式の農村RMOへの発展イメージ

地域まるっと中間管理方式



発展イメージ

農用地を広い視野で管理することで、より効果的な地域資源の活用が可能となる



令和4年度



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金のあらし



令和4年4月

農林水産省

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P 4)

【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (P 4)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P 5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動

【活動例】



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P 6)

【活動例】



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新

3) 組織の広域化・体制強化 (P 7)

多面的機能支払交付金

2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す**活動組織**、又は**広域活動組織***のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

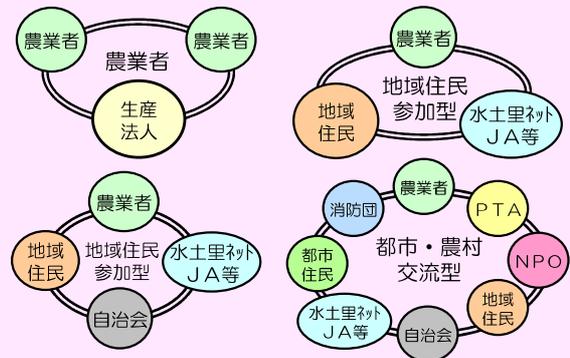
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

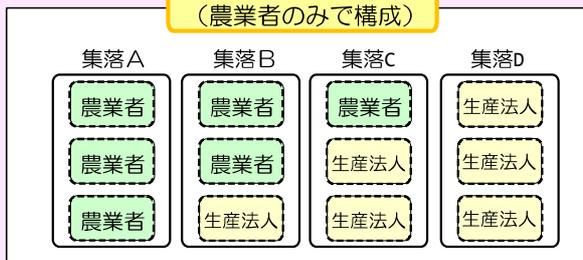
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

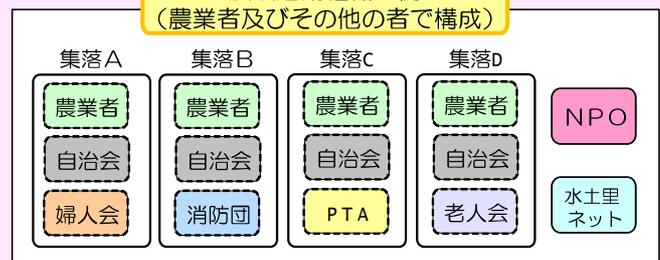
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 4~16万円/年・組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修(例)



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修



ため池の草刈り

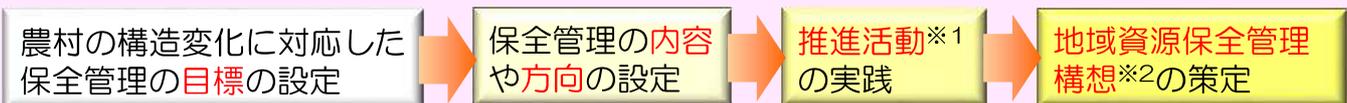


農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

資源向上支払交付金（共同）

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>	 <p>農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
--	--	---	---	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水質調査</p>  <p>グリーンベルトの設置</p>  <p>外来種の駆除</p>
--	---	---

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施^{※1}します。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、

a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施^{※2}します。

<p>a：遊休農地の有効活用</p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工</p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化</p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</p>	
<p>i：広報活動・農的関係人口の拡大 令和4年度改正</p>	

※1 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

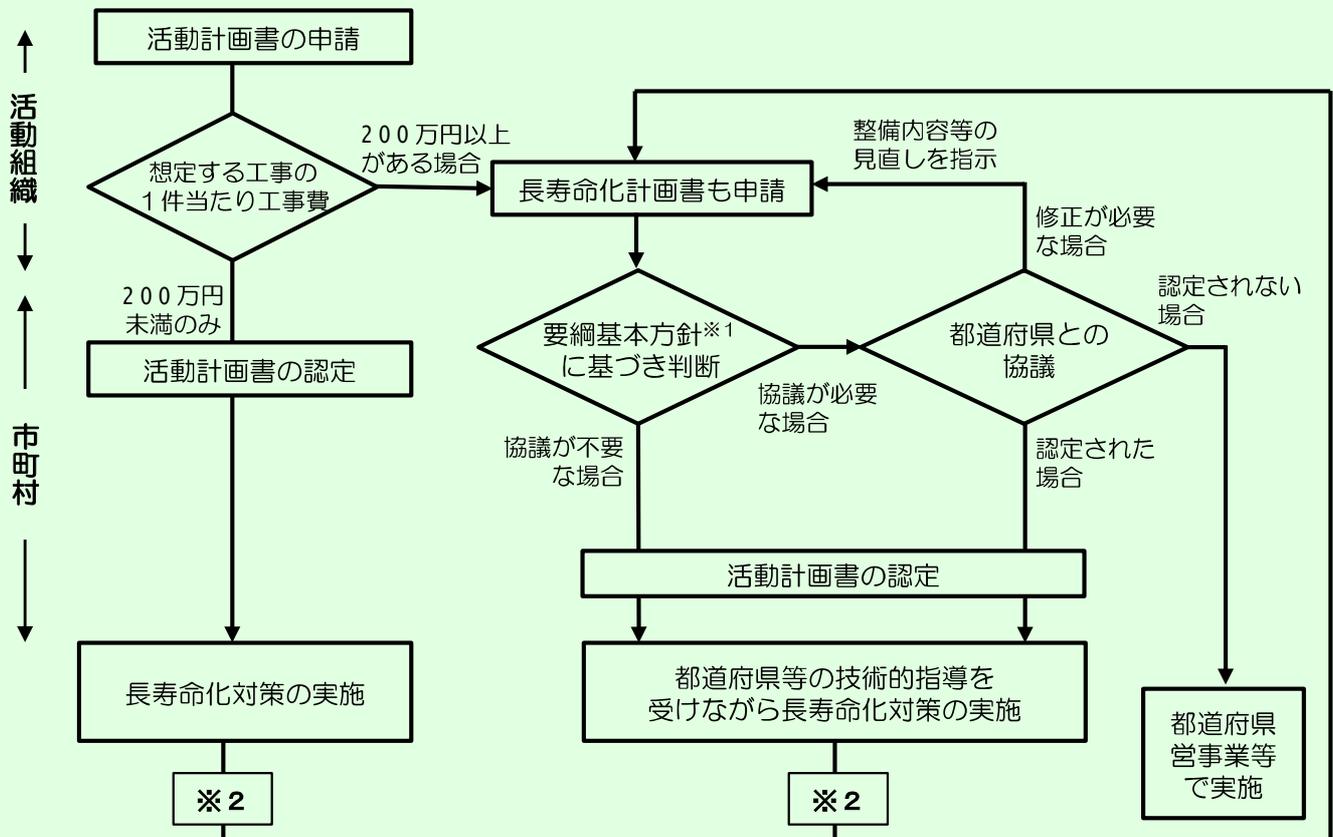
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4、5、6)	①、②及び③に取り組 む場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5、6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

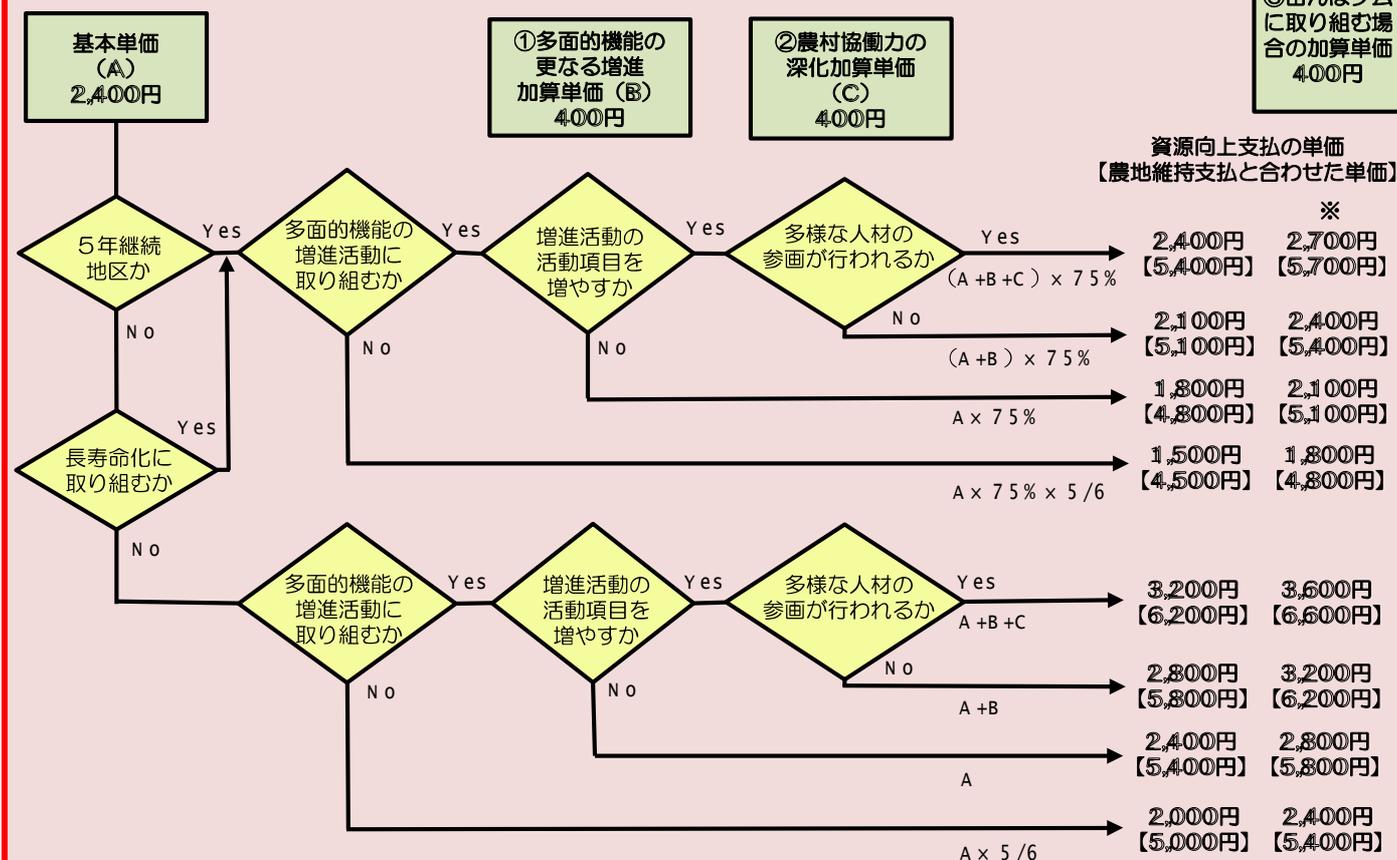
※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※9：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー
都府県・田の場合（10a当たりの単価）



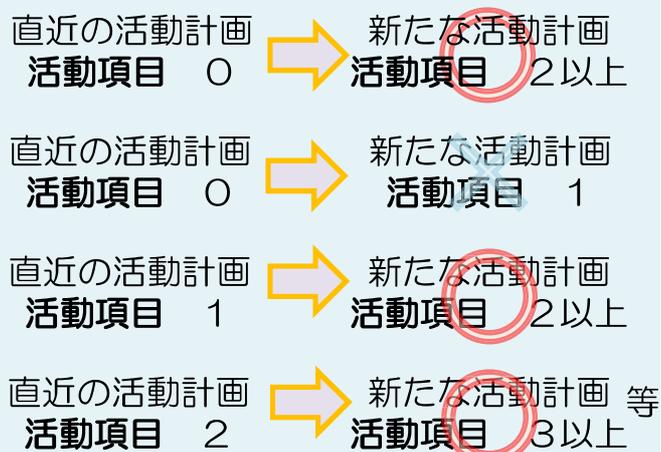
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P5）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。



加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、**農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合**、①に更に単価の加算を行います。

＜条件＞ **※全て満たす場合**

①に更に加算する単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数※1の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割※2）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
 ※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

※1 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。
 ※2 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

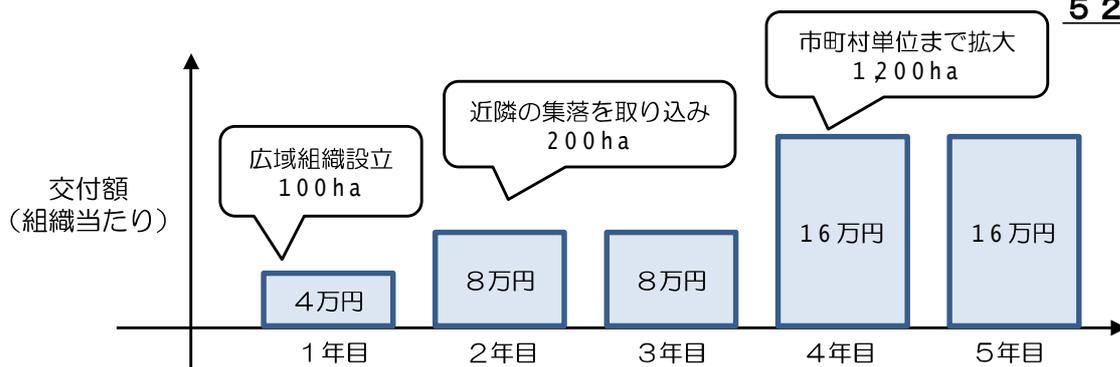
活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織（P3）の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間（当該活動期間中）**にわたって継続的に支援することとします。

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。
 ※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。
 ※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計
52万円/組織

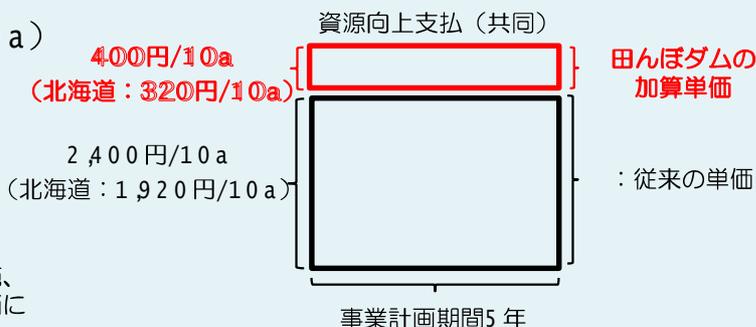


加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

田んぼダム未実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1～3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

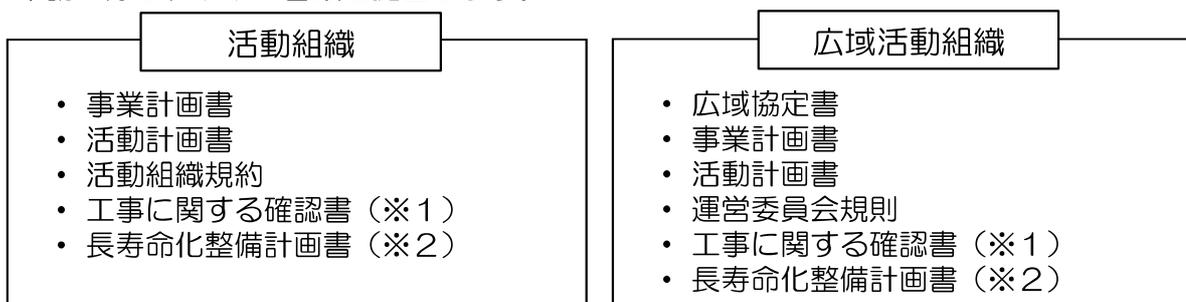
市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。



（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

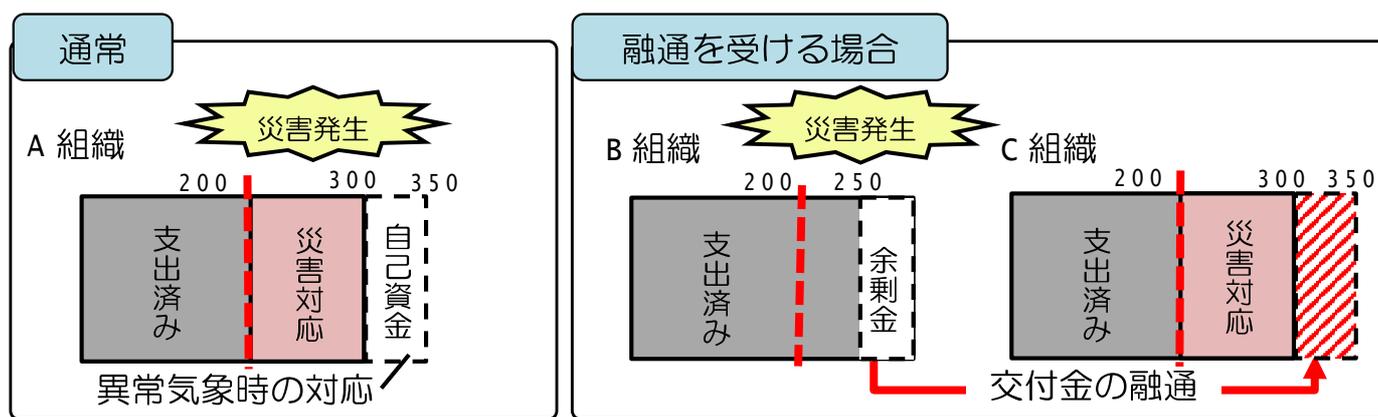
② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

③ 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村にご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、J A、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 「田んぼダムの取り組みに向けた支援」の加算措置に取り組みない場合は、「水田の貯留機能向上活動」や「防災・減災力の強化」には取り組みないのでしょうか。

(A) 加算措置に取り組みない場合、例えば加算措置対象となる面積要件を満たさない場合や、田んぼダム以外の「水田の貯留機能向上活動」に取り組みする場合でも、従来どおり「水田の貯留機能向上」や「防災・減災力の強化」として取り組むことが可能です。

提出／保管書類の見直しについて

①実施要綱・要領において提出を義務づけていない書類は、市町村での保管は義務ではありません。ただし、対象組織において作成・保管が必要な場合があります。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書	○	×
総会資料	○	×
総会議事録	○	×
通帳の写し	○	×
活動写真	×	×

書類の比較

提出を義務づけている書類	提出を義務づけていない書類
・市町村での保管が必要	・市町村での保管は必要なし ・必要なら組織から預かり、返却

「○」…義務あり、「×」…義務ではない

②法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人など）は、金銭出納簿の市町村への提出が不要です。

オンライン申請について



スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、共通申請サービス（eMAFF）による行政手続きのオンライン化を推進します。令和7年度までに60%のオンライン利用率を目標にしています。

多面的機能支払交付金 × エスディーズ SDGs

多面的機能支払交付金の活動は、農業・農村の維持・発展を通じて、SDGsの実現に貢献しています。



ため池堤体の草刈り



生物の生息状況の把握

SDGsの目標にどんな活動が関わっているか考えてみましょう！

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3561）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 （内線4613/4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）
http://www.maffgo.jp/j/nousin/kanri/tamen_sharai.htm

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスからご登録ください。

<https://www.maffgo.jp/j/pr/e-mag/reg.htm>

